

第76回中小企業団体全国大会

# 決 議

全国中小企業団体中央会

福井県中小企業団体中央会

# 第76回中小企業団体全国大会決議【重点事項】

## 背景・目的

- 度重なる自然災害の発生、国際情勢の緊迫化、エネルギー・原材料価格の高騰、人件費上昇等により引き続き厳しい経営環境にある中、十分な価格転嫁が進まず、賃上げや設備投資の原資確保に苦しみ中でのコスト高、既往債務返済のための資金繰り、後継者不足等、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなど中小企業・小規模事業者の経営課題は山積している。
- 中小企業・小規模事業者が難局を乗り越え、地域経済を支え続けるためには、事業者やそれらが協同して経営資源を補完・補強し合う組合等に対する国等からの支援策が不可欠である。
- 物価高で困窮する中小企業・小規模事業者が安心して事業と雇用が継続できる環境の整備や取引適正化への支援、事業者の実態に即したDXやGXの推進、事業再構築や生産性向上の支援等をこれまで以上に行い、持続的な成長、豊かな地域経済社会の実現に向け、全国約3万の組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現を国等に強く求める。

## I. 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充

### 1. 急激な事業環境変化への対応、経営課題解決に向けた支援の拡充強化

- (1) 適正な「マークアップ率」を確保・向上しやすい環境醸成のための総合的な支援策の実施
- (2) 国主導による下請取引環境の改善や商慣習の適正化、健全な経営環境の構築・整備、支援策の拡充・強化
- (3) 施策の総動員による、業績の改善・向上を伴う賃上げ原資の確保に向けた環境整備、支援策の強化・拡充

### 2. 成長促進、持続的発展に向けた支援の拡充強化

- (1) 「ものづくり補助金」の長期的・安定的な継続、要件緩和、手続き簡素化、地域事務局予算の増額
- (2) スタートアップ活動に対する支援強化、特区の指定等による持続的な経営実現の後押し

### 3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善

- (1) 組合の新規設立促進、連携組織の挑戦への伴走支援を推進する中央会の事業費の十分な確保
- (2) 組合等連携組織に対する支援策の強化、各種施策等の有効な推進主体としての積極的な活用

### 4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

- (1) 能登半島地震におけるなりわい再建、商店街への各種補助金の要件緩和、手続き簡素化
- (2) 組合等連携組織を活用したBCP・BCMIに対する支援強化、危機管理体制整備への支援措置拡充
- (3) 特定地域づくり事業協同組合制度の柔軟な制度設計や支援の拡充
- (4) 2025年大阪・関西万博での中小企業等・組合への積極的発注、工期確保などの万全な対策

## II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

### 1. 人材育成・確保・定着対策

- (1) 人材の確保・育成に伴う支援策の強化・拡充
- (2) 中央・地方最低賃金審議会での事業者の支払能力も踏まえた審議実施

### 2. 中小・小規模事業者者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

- (1) 雇用保険財政運営の抜本的な見直し
- (2) 「年収の壁」に対する支援策の実施、制度の抜本的な見直し
- (3) 建設業、運送業における支援策の実施

### 3. 育成就労制度への円滑な移行の推進

- (1) 制度の運用設計における地域事業者への配慮、決定事項の速やかな情報公開
- (2) 現行の技能実習制度2号移行対象職種の対象化、特定技能分野の拡大等
- (3) 転籍についての正当な補填
- (4) 移行についての適切な対応
- (5) 新たな費用負担が生じる場合の支援措置
- (6) 地域協議会設置による所管行政庁へ上申できる仕組みの構築

## III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

### 1. 中小企業金融施策の拡充

- (1) 事業継続に資する金融支援策の継続・拡充・条件緩和、借入金の負担軽減、切れ目のない支援の継続、各種支援窓口の充実・強化、手続きの簡素化
- (2) 資本金劣後ローンの取組み強化のための要件の見直し
- (3) 多重債務問題軽減のための利子負担の軽減や高度化資金の減免、商工中金・日本政策金融公庫等が借換え等に応じやすくするための措置

### 2. 中小企業・組合税制の拡充

- (1) 中小法人・組合の法人税率の軽減措置の恒久化、中小企業組合への措置拡充（企業組合、協業組合）
- (2) 中小企業向け設備投資支援税制の延長、拡充
- (3) インボイス制度について、導入に伴う特例措置の延長・恒久化、実態に応じた柔軟な運用、事業協同組合の共同事業に係る特例の創設、消費税の二重課税の早期解消
- (4) 事業承継税制の特例措置の延長、要件の見直し、拡充

### 3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- (1) 「ものづくり補助金」の継続、拡充、要件の緩和、特別枠の追加措置、申請手続きの簡素化、フォローアップ支援事業の復活・拡充
- (2) 「省力化投資補助事業」の要件拡充、対応の迅速化に向けた体制強化
- (3) サプライチェーンの強靱化、下請取引の適正化、下請法の厳正な運用

### 4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

- (1) 電力・ガスの安定供給とエネルギーコストの負担軽減の対策強化
- (2) 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の継続、拡充
- (3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援措置

### 5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

- (1) 商店街及び個店を含む地域の事業者に対する長期的な視野に立った地域商業支援策の実施、地域振興やまちづくりの担い手としての機能・役割明確化
- (2) キャッシュレス決済普及推進のための支援策の拡充、新紙幣発行に伴う設備投資等の中小小売業、商店街組合等への支援の強化・拡充

### 6. サービス業支援の強化・拡充

- (1) 高速道路の整備、デジタル・AI技術の導入、共同配送ネットワークの充実、社会設計としての「モーダルシフト」の推進等、総合的な物流対策の強化、労働環境の改善支援
- (2) 観光・イベント関連業等への幅広い消費喚起策、誘客促進等支援、インバウンド需要獲得対応・対策

### 7. 官公需対策の強力な推進

- (1) 自然災害の復旧・復興への緊急随意契約・前倒し発注の実施など官公需適格組合等の積極的活用、災害協定等締結等の官公需適格組合等への平時における優先発注・インセンティブ付与
- (2) 物価に負けない賃上げ実現のための官公需における価格転嫁の推進
- (3) 予定価格積算の調査・額の決定方法の統一と適正な単価設定、コスト上昇分の確実な盛り込みを含む予定価格の見直し、働き方改革関連法に対応した必要経費の適切な計上
- (4) 少額随意契約の正確な広報、原材料費・人件費等の上昇、消費税率引上げ等を勘案した適用限度額の大幅な引上げ

## 第76回中小企業団体全国大会決議

我が国の中小企業・小規模事業者は、少子高齢化の進行、人口減少地域の増大などの社会経済の構造的な課題の影響を受ける中で、令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ全国各地での豪雨等の度重なる自然災害の発生、国際情勢の緊迫化や円安の進行によるエネルギー・原材料価格上昇に加えて人材不足による人件費上昇にも直面する等、引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業・小規模事業者の経営は、十分な価格転嫁が進まず、賃上げや設備投資の原資確保に苦しんでいる一方、深刻化する人手不足で防衛的に賃金を引き上げざるを得ず、原材料価格の上昇による支払い増加、既往債務返済のための資金繰りに追われており、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなどの危機的状況が続いている。さらに、物流・建設従事者の残業規制強化、最低賃金の大幅な上昇とそれに伴う就労調整の激化や雇用保険、医療保険、厚生年金といった社会保険料を加えた公的負担の増加、後継者難による事業承継懸念、DXやGX対応等の課題が山積している。

中小企業・小規模事業者は、これまで幾多の困難に見舞われてきたが、そのたびに中小企業組合等に力を結集してこれを打破し我が国経済、特に地域経済を支えてきた。これまでの困難な局面において、中小企業組合等が果たしてきた役割を改めて想起し、中小企業・小規模事業者の直面する数々の課題においては、中小企業組合等の連携力で解決していくことが一層求められている。

さらに、中小企業組合やその構成員である中小企業・小規模事業者に伴走しながら、課題克服への助言、支援等を行っている中小企業団体中央会指導員の活動を質的・量的に強化する必要がある、これを支援するため、国等からの迅速かつ手厚い支援策が不可欠である。

このため、国等は、物価高で困窮する中小企業・小規模事業者が安心して事業と雇用の継続ができる環境の整備や取引適正化への支援、中小企業・小規模事業者の実態に即したDXやGXの推進、新分野展開などの事業再構築やものづくり補助金や省力化投資補助金等の生産性向上等の支援をこれまで以上に行うとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な成長、豊かな地域経済社会の実現に向け、全国の約3万の中小企業組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現に強く取り組まれない。

## 第76回中小企業団体全国大会決議項目

<b><u>I. 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充</u></b>	3
1. 急激な事業環境変化への対応、経営課題解決に向けた支援の拡充強化	3
2. 成長促進、持続的発展に向けた支援の拡充強化	8
3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用 拡充・運用改善	12
4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興	17
<b><u>II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進</u></b>	24
1. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策	24
2. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築	30
3. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進	32
<b><u>III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備</u></b>	35
1. 中小企業金融施策の拡充	35
2. 中小企業・組合税制の拡充	41
3. 中小製造業等の持続的発展の推進	48
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充	52
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充	55
6. サービス業支援の強化・拡充	58
7. 官公需対策の強力な推進	61

## I. 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充

### 1. 急激な事業環境変化への対応、経営課題解決に向けた支援の拡充強化

#### 重点要望事項

**(1) 中小企業・小規模事業者による事業と雇用の継続を図るため、労務費や原材料費等の十分な価格転嫁を進め、適正な「マークアップ率」の確保・向上しやすい環境の醸成ができるよう、総合的な支援策を講じること。**

中小企業・小規模事業者の足下の経営環境は、依然として価格交渉に関する課題を抱える企業が多く、コスト上昇に対する価格転嫁が遅れている。また、人手不足を要因とした倒産が増加するなど、人手不足・人材確保の問題が深刻さを増している。さらに、後継者難による倒産・廃業のほか、令和6年能登半島地震をはじめとする全国各地で発生する自然災害の脅威への対応が求められ、もはや自助努力では対応困難な状況にある。

このような中、経営資源の少ない中小企業・小規模事業者が物価高騰分を上回る賃上げを実現するためには労務費、原材料費等の十分な価格転嫁を進めることが重要である。そして、事業と雇用の継続のためには適正な「マークアップ率」（利幅）を確保し、事業承継にも取り組んでいく必要がある。

中小企業・小規模事業者が更なるマークアップ率の向上を図るためには、生産性の向上をはじめ、知的財産・ブランド訴求力向上による買い手への交渉力の強化、高付加価値化による価格形成力の向上を通じた取組みが有効である。

そして、省力化・協業化に向けた設備投資はマークアップ率を高める効果が大きく、同業種組織による強みの重層化に加え、異業種組織による高度な集約化においても有効な効果が期待できる。そうした背景を踏まえた組合等連携組織における設備集約化への投資支援の強化をはじめ、生産性向上、省力化投資に対する助成制度の拡充、税制面での優遇措置など、総合的な支援策を講じる必要がある。

**(2) コスト上昇に係る適正かつ円滑な価格転嫁を可能とするため、国主導により、下請取引環境の改善や商慣習の適正化を図ること。併せて、2次下請・3次下請の事業者でも適正な利益を得られるよう、健全な経営環境の構築・整備、支援策の拡充・強化を図ること。**

エネルギー・原材料等の価格高騰や労務費の上昇等は、中小企業・小規模事業者の経営に深刻な打撃を与えており、依然としてコスト上昇分を適切に価格転嫁することが難しい状況が続いている。また、発注者が価格転嫁に応じても裾野の取引まで十分に転嫁されていないとの声も聞かれている。

コスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備に向けて、令和5年11月に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・活用を促進をはじめ、優越的地位の濫用に関する独占禁止法等の執行強化や転嫁拒否が疑われる事案に対する罰則の適用など、国主導での強力かつ実効性のある価格転嫁対策が求められる。そして、発注者、受注者の2者間で完結することなく、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁を実現するための手立てを講じる必要がある。

**(3) 中小企業・小規模事業者が、業績の改善・向上を伴った持続的で構造的な賃上げが可能となるよう、①賃上げ促進税制の拡充、②労務費等の価格転嫁対策の強化、③生産性向上支援の強化、④雇用の流動化の促進、⑤金融支援の拡充、⑥経営相談の充実など、あらゆる施策を総動員し、賃上げの原資が確保される環境整備、支援策の強化・拡充を図ること。**

令和6年春闘では大企業では過去最高となる満額回答が相次ぐなど歴史的な賃上げとなった。この流れを受けて賃上げを実施する中小企業・小規模事業者が増加している。

しかし、それは業績の改善・向上を伴わない賃上げであり、従業員の生活を支えるため、転職を防止してつなぎ止めるため、求職者へのアピールのためのやむを得ない理由による賃上げ、いわゆる「防衛的賃上げ」である。

中小企業・小規模事業者は国の継続的な賃上げ要請の意図やその必要性について十分理解しつつも、コロナ禍からの回復の遅れやエネルギー・原材料価格等の高騰を背景に、経営の維持に苦慮しており、企業努力だけでは賃上げ原資となる収益確保が難しい現実に直面している。

中小企業・小規模事業者が継続して賃上げを行うためには、業績の改善・向上をはじめ、人件費相当の費用の価格転嫁を進めやすい環境づくり、国内投資の拡大、所得を国内で循環させる構造転換による成長の下支えなど、関係省庁間の連携を密にして、あらゆる施策を総動員する必要がある。

## 個別要望事項

### 1. 経営安定化の促進、経営体力の強化

(1) 下請取引等の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法の運用改善及び法改正を行うこと。

中小企業・小規模事業者の下請取引においては、諸物価が高騰する中、価格据置きを含めた買いたたきによって適正な価格形成が困難な状況がみられる。さらには、約束手形やファクタリング、支払期日が高い期日現金等による代金の遅延や減額などによって事業者の資金繰りが悪化し、経営の圧迫だけでなく、労務費や原材料費等の支払いが滞るおそれがある。

中小企業・小規模事業者の取引環境にしわ寄せが及ばないよう、下請代金支払遅延等防止法の改正強化として、買いたたき規制や物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方の見直し、約束手形の廃止、親事業者と下請事業者の取引以外への適用対象範囲の拡大等を講じるとともに、各事業所管官庁のリソースを活用した連携による面的な抑止効果の発揮が求められる。

(2) 価格転嫁を実現しやすい環境づくりに向け、中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上する抜本的な運用強化を図ること。

中小企業等協同組合法等に基づく団体協約締結事業を利用すれば独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して労務費等の転嫁に係る団体での価格交渉を行うことが可能となる。

中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上させるため、公正取引委員会や中小企業庁をはじめ、経済産業省や事業所管官庁の積極的な働きかけにより、団体交渉の相手である大企業に対する団体交渉応諾義務に関する周知、専門家人材を含めた制度普及の充実とサポート体制の強化を図るとともに、所管行政庁によるあっせん・調停だけでなく、公正取引委員会による勧告・是正命令といった行政指導の強化などの運用改善が求められる。

**(3) 為替の安定に向けた抜本的な対策を早急に打ち出すこと。**

原油や天然ガス等のエネルギーコストの高止まりや輸入価格の影響を受けた物価の高騰など、ドル高円安は一部の輸出関連企業にとっては企業業績を押し上げるものの、国民生活には大きなマイナス要因となっている。春闘における大幅な賃上げも物価の高騰によって相殺され、実質賃金は減少が続いている。政府はガソリン価格の補助や定額減税等いろいろと対策を講じているが、中小企業・小規模事業者が過度な為替変動の影響を受けないよう、為替の安定に向けた抜本的な対策が早期に求められる。

**(4) 中小企業・小規模事業者の経営状況が回復・安定化するまでは、各種融資制度の継続、補助金の継続実施や各種助成金等の措置継続を行うこと。併せて、補助金等の申請要件の設定に当たっては、過度の経営負担を生じさせない事業者への配慮、より多くの事業者が支援対象となるような平等性を担保できる仕組みの構築、申請の簡素化及びサポート体制の充実を図ること。**

コロナ禍後の経済回復に向け、各種補助金や助成金等の支援策の継続、拡充強化が求められる。また、支援が措置される場合の制度設計・見直しの際には、「業種」「業態」「規模」「地域」等に配慮し、補助金額や助成金額の増額、要件の緩和、厳しい状況にある地域や業種等の優遇策等を進めるなど、より多くの中小企業・小規模事業者を対象とする平等性を担保した制度への拡充を図る必要がある。

さらに、書類の簡素化や手続きの迅速化の実現とともに、デジタル弱者のための申請方法の追加やサポート体制の充実などの支援強化も必要である。

## **2. 急激な価格等の高騰による経営コスト増対策の強化、事業環境の整備**

**(1) 急激な原材料・エネルギー価格高騰、物価高や人件費の引上げにより経営環境が逼迫している地域中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等の経済活動に対して次の対策を講じること。**

- ① 急激な電気・ガス、燃料価格の変化に対する適時対策の措置
- ② 負担が大きい業界や地域の実情に沿った加重支援の実施
- ③ ガソリン税及び軽油引取税の見直し
- ④ 各種補助事業の補助率引上げや特別枠の拡充、売上減だけでなく収益低下（経費増加）を支援要件とするなどの物価上昇への適切な対応

国際情勢の不安定化により、燃料費、原材料費、エネルギー価格の高騰が続き、全ての業種において収益性が低下するなど多大な影響を受けている。円滑な価格転嫁が進んでおらず売上原価を構成する費用の支出増加は賃上げを行う体力を奪い、コロナ禍で疲弊した中小企業・小規模事業者等の経営に追い打ちをかけるダメージとなっている。

国には、急激な電気・ガス、燃料の価格変化があった場合に事業者混乱が生じないように適時の対策を講じることが求められる。特に、電気については低圧及び高圧電力に加えて特別高圧電力を漏れなく対象とするなど、各種の適時措置を講じるに当たっては遺漏のない対象範囲に設定が必要である。さらに、地方交付金措置として、国による契約電圧の規模や業種・業態の限定はせず、地域の実情に沿った加重支援が求められる。

他方、燃料価格の高騰は地方の中小運輸業・採石業等にとって死活問題であるガソリン税や軽油引取税は一般財源化されて当初の課税目的を欠くことから直ちに廃止するべきであるが、まずは原油価格に含まれるガソリン税に係る消費税（二重課税）の見直しを速やかに講じる必要である。

そして、現状の補助事業などの支援策は売上減少を要件とするものが多く、物価上昇による見かけ上の売上増などの要因で補助対象外となる事例が見られる。燃料費や原材料費の上昇に伴い収益が低下（経費増加）した場合にも支援策が活用できるよう、適正な運用を図ることが求められる。

**(2) 物価高騰が収束するまでの間、地域の実情に応じた経済対策を着実に継続して実行していくための「地方創生臨時交付金」の大幅な増額と長期的な予算措置を講じること。**

地方創生臨時交付金は、令和2年度以降計18兆3,260億円の予算計上が行われ、新型コロナウイルス感染症や物価高の対策として自治体に分配されてきた。令和5年11月には「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）が追加され、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援が措置されており、コロナ禍からの経済再生が地方自治体間で差が生じている状況で、この差を埋めるためにもこの交付金は有効である。

しかし、仕入価格の上昇や価格転嫁のしづらさに起因した「物価高倒産」の増加、コロナ支援策の縮小に加え、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中で倒産・廃業の危機に瀕している事業者も少なくない。各都道府県において地域の実情に応じた経済対策や中小企業支援施策を継続的に講じることが地域経済の維持・発展のために必要であることから、物価高騰が収束するまでの間、地域の実情に応じた経済対策を着実に継続して実行していくための交付金の大幅な増額と長期的な予算措置が求められる。

**(3) エネルギー・原材料価格の高騰抑制とともに、設備導入支援・新製品開発支援等の総合的な経済対策を実施すること。**

エネルギー・原材料価格の高騰は、中小企業・小規模事業者の事業運営に係る経費増加に伴い、利益圧迫が経営に大きな影響を及ぼしている。特に、中小企業・小規模事業者におけるエネルギーコストは大企業と比較して割高となる傾向にある。

さらに、商品・サービスへの転嫁が難しい事業者が大多数を占めているのが現状であり、収益を大きく圧迫する要因にもなっていることから、円安抑制、燃料油価格・原材料価格等の高騰抑制などの物価高騰抑制対策を講じる必要がある。

また、国は電気・ガス料金の負担軽減措置とともに、石油等のエネルギー物資の増産要請といった国際的な協力体制の構築なども含めて、エネルギーの安定供給のための措置のほか、コスト削減のための設備導入、新製品の開発等の支援対策や優遇措置などの多面的な経済対策を強力に実施することが求められる。

**(4) 高品質かつ低廉な原材料等の安定供給について措置を講じること。**

EPA（経済連携協定）の拡大・深化により、菓子等の最終商品の関税が撤廃されていく中であって、引き続き原料の内外価格差だけが維持される政策が行われており、国内の製造業者の困難が一層拡大しつつある。特に、最近の円安の進行により、原料価格高騰の影響が拡大していることから、内外価格差の是正が必要であり、バターの供給不安を解消するなどの安定供給について対策の充実が求められる。

### **3. その他事業環境の整備**

**(1) 個人事業者や一人親方等による業務の請負、いわゆる「フリーランス」事業者に関する諸問題に対応するために制定されたフリーランス保護新法の施行に際して次の施策を講じること。**

**① 取引の適正化と就業環境の整備を含め、新法で規定される内容の実行に必要な措置**

## ② 発注事業者の法令順守のための普及・啓発の強化

## ③ フリーランスが自分の能力・資格を活かして事業活動が可能となる必要な支援

「フリーランス」とは、業務に応じて企業や団体と自由に契約を交わし働く人のことをいい、個人事業者に該当する。近年、働き方の多様化の進展、特にデジタル社会の進展に伴い、フリーランスという働き方が普及している。フリーランスの多い職業として、ライター、デザイナー、イラストレーター、編集者、プログラマー（SE）、Webマーケター、動画クリエイター、カメラマンなどがある。令和4年度「就業構造基本調査（総務省）」によると、本業がフリーランスの数は約209万人で、国内の全事業者に占める割合は3.1%である。本業と副業を兼ねている人は約6.4万人、副業のみのフリーランスは約48万人いるとされる。

そうした中、フリーランスが取引先との関係で発生する様々な問題が顕在化しており、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験している。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。元請である組織たる発注事業者と、一人の個人として業務委託を受けるフリーランスの間には交渉力や情報収集力の格差が生じやすく、フリーランスは取引上、弱い立場に置かれやすい。

このような背景のもと、発注事業者の取引内容の明示義務、不当な取引条件の禁止、ハラスメントの防止等、フリーランスと発注事業者との間における取引の適正化と、フリーランスの就業環境の整備について定められ、令和5年4月28日に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス保護新法）については、令和6年11月のフリーランス保護新法の施行後もフリーランスが適切に法的な保護を受けられるよう、発注事業者、特に中小企業への継続した法令等の周知の徹底と仲介事業者の法的位置づけの必要性について検討するべきである。

さらに、フリーランスが能力等を活かして事業活動しやすい環境を整えるため、そのプラットフォームとして事業協同組合や企業組合の設立又は加入を促進することも求められる。

## 2. 成長促進、持続的発展に向けた支援の拡充・強化

### 重点要望事項

- (1) 中小企業・小規模事業者の生産性の向上を促進するため、「ものづくり補助金」を長期的・安定的に継続すること。併せて、公募期間及び事業実施期間の延長、要件の緩和等、諸手続きの簡素化を図るとともに、地域事務局の予算を増額すること。**

「2024年版中小企業白書・小規模企業白書」によると、日本企業が生産性向上の実現のために低コスト化・数量確保の取組みを続けてきた結果、大企業は売上高・利益率を増加させた一方、中小企業は発注側の売上原価低減の動きの中で低迷しているとされている。

今後、中小企業・小規模事業者が生産性の向上を実現させるためには、低コスト化・数量増加以上に、単価の引上げなどの高付加価値化による生産性向上が不可欠であり、そのためには革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を目的とする「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」を継続すべきである。

なお、付加価値を向上するためには各社ごとのオーダーメイド型の設備投資やシステム導入が必要となるが、単年度で完成・納品に至らない場合もある。確実に活用できる設備・システム導入の実現のためにも公募期間及び事業実施期間の延長が求められ、「ものづくり補助金」の長期的な継続、シームレス化が必要である。

さらに、「ものづくり補助金」等の補助事業期間終了後の事業化実現までの支援が及んでいないことから、事業化や賃金引上げ等の実現のためにも、専門家による継続的なアドバイスや展示会出展などの販路開拓支援、さらに新商品開発など複数年にわたる事業計画については追加で設備投資等の支援が受けられるようなフォローアップが重要であり、地域事務局の機能強化及び予算拡充が必要である。

- (2) スタートアップ企業の連携による事業協同組合の組成、企業組合等によるスタートアップ活動に対する支援強化及び特区の指定等、新たに事業を興すスタートアップの持続的な経営の実現を後押しすること。**

新たに事業を興すスタートアップ企業や企業組合をはじめ、新たに事業活動を創出する事業協同組合は、地域経済の新たな牽引役や担い手として大きな期待が寄せられる。その一方で、創業してまもない経営基盤が十分でない事業者は設備投資意欲を有するも購入・リースいずれの資金調達も苦慮している。

人的資源、信用力等の経営資源の不足もみられる中、アイデアや技術を有する「個」の連携がプロジェクト達成の確実性を高めることが期待される取組みの一つといえ、スタートアップ企業等の連携による新たな組成体が行う取引拡大等に対しては特段の支援策が必要である。

また、スタートアップ企業間の連携や研究開発型組合の組成を促すための特区を設置するなどによって、スタートアップ企業等で構成する中小企業組合が先端的な共同研究開発プロジェクトを実施する場合において、技術研究組合同様、大企業や大学、産業技術総合研究所等の研究機関を組合員として加入することを可能とし、研究開発費を賦課金として支出する際の税制特例を認めるなどの例外的な措置が求められる。

## 個別要望事項

### 1. 変革・挑戦を志向する事業者の成長の後押し支援推進

(1) 中小事業者の新たな成長、持続的発展に向けた取組みを後押しするため、次の支援策を講じること。

- ① ITの導入やデジタル化による生産性向上、業態変革の取組みを支援する「IT導入補助金」等について、DXの推進に資するシステム・設備の導入などの支援策の拡充
- ② デジタル化を推進するために必要な中核的人材の確保・育成及びデジタルの導入から効果の検証等を一貫して支援する専門家派遣に対する助成などの支援策の拡充
- ③ 経営資源の最適分配に資する設備等の導入による人手不足解消支援策の拡充

生産年齢人口の減少を補いつつ、女性・高齢者の就業が進んできたが、足下は就業者数の増加が頭打ちとなり、今後、中小企業・小規模事業者の人手不足の更なる深刻化のおそれが懸念される中、原油・原材料価格高騰、円安、気候の変動、災害増加など、激変する事業環境にも柔軟に対応することが求められる。

こうした状況下、中小企業・小規模事業者が新たな成長や業態変革、持続的発展を図るためには、DXの推進やAIの活用による業務の効率化、生産性の向上、高付加価値化等の取組みが必要不可欠であるが、負担感や人材不足の理由によって取組みが遅れている状況も否めない。成長意欲のある事業者が資金やノウハウの有無に関わらず、AIの活用やDXの推進に積極的に取り組むことができるよう、補助金等によるシステム・設備の導入支援が求められる。

また、DXそのものへの理解度向上のためのソフト面の支援等、更なる支援策を拡充する必要がある。生産性向上を図るためには、デジタル技術の活用が効果的であるが、慢性的な人手不足を抱えている事業者はデジタル人材の確保・育成が困難であるため、専門家人材による後押しが求められる。

さらに、中小企業・小規模事業者の資源の最適分配を目指し、「中小企業省力化投資補助金」における支援拡充に向け、補助率の引上げ、従業員要件の緩和などの制度改善を図ることが重要である。

(2) 中小企業・小規模事業者が組合等を活用して成長を図るための各種施策を講じること。

デジタル化、グリーン化、事業継続計画（BCP）等の社会課題への挑戦的な取組みは、個々の中小企業・小規模事業者だけでは情報不足・人材不足等がボトルネックとなることが多くみられる。

そうした状況を解決するため、中小企業組合の組織優位性と組織機能を有効に活用した専門家による集団的アプローチをはじめ、業務・業態に合わせた基本的な機器等の導入、ソフトウェア更新の補助金、BCP策定のための補助金など、事業者が速やかに環境変化対応を図るために必要な支援措置を行うことが必要である。

また、国が中小企業振興等の課題対応のための制度設計を行うに当たっては、「特定地域づくり事業協同組合制度」、「インボイス制度に対する農協等特例」及び「障害者雇用率制度に対する算定特例」などにみられる中小企業組合をピークルとして積極的に活用することが肝要である。

そして、補助金等の申請時加算や減税など、事業環境整備に資する中小企業組合への加入がメリットになる支援策の拡充が求められる。

(3) 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓・地域ブランド化まで、人材面や資金面での積極的な支援を行うこと。加えて、共同研究強化のための産学官連携等の積極的な活用を図るとともに、JAPANブランドの育成による輸出促進への支援も充実強化すること。

中小企業・小規模事業者は地域社会そのものが事業活動及び生活の基盤であるため、地域経済の衰退は死活問題である。また、コロナ禍からの地域経済の再生を確実なものとするためにも、我が国経

済において地域経済の活性化は取り組むべき喫緊の課題であることから、地域資源を活用した積極的な支援措置を拡充することが求められる。

- (4) 中小零細企業等と生産者等（輸入事業者等も含む）が連携して行う原料生産の多元化の取組み、それらの原料を活用した付加価値の高い商品の開発の取組み、それら新規開発商品を含む中小零細企業等の行う販路開拓の取組みに対する補助措置を講じること。

長期化したコロナ禍に多大な影響を受けた中小零細食料品製造業者は、さらに原料高によるダメージを受けている。その脱却のためには、新たな販路の拡大、そのための付加価値の高い商品の開発、安定的にかつ安価に供給可能な原料供給元の開発が必要となる。

## 2. 持続的発展に向けた事業承継・技術伝承に関する対策の強化

- (1) 事業承継者・後継者に対する育成機会の提供、支援策の周知・相談体制の充実・強化を図るとともに、支援事業実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の状況を把握している組合等連携組織や金融機関等を活用すること。併せて、新たに取り組む事業の将来ビジョン実現のための「事業承継・引継ぎ補助金」等を拡充すること。

事業承継における後継者不在率は53.9%（全国）となり、前年から3.3ポイント低下し改善傾向にある（令和5年11月 帝国データバンク調べ）。しかしながら、半数以上は後継者が定まっておらず、廃業による雇用やノウハウの喪失が懸念される。第三者承継が活発になる中、連綿と行われてきた親族内承継、内部昇格による親族外承継は7割弱を占める。

地域経済の維持・継続を図って行くためには、中小企業・小規模事業者の事業承継が不可欠なことから、後継者に対する育成支援をはじめ、事業承継は経営資源の散逸を防ぐとともに、経営者の世代交代は企業を変革する好機でもあることから、支援策の周知・相談体制の充実・強化を図ることが重要になる。また、支援事業の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の状況を把握している中小企業組合等連携組織や金融機関等を活用することが求められる。

そして、事業承継税制の特例措置として、相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和と手続きの簡素化、令和8年3月の特例承継計画の提出期限の延長を含め、事業承継税制を拡充するとともに、「事業承継・引継ぎ補助金」を継続措置し、要件の緩和等、特に小規模事業者に対する積極的な支援策の強化が必要である。

については、後継者不在の事業者支援もさることながら、後継者がいる事業者についても税制の特例を維持しながら、実経営に直結した、経営者としてのスキルアップ、新たなビジョンの実現可能な補助金等の予算措置を講じることにより、事業承継の加速化が必要である。

- (2) 中小企業組合や業種別団体等を活用した中小企業・小規模事業者の担い手・後継者確保に係る体系的な取組みへの支援措置を講じること。

- ① 組合等が行う後継者育成に係る教育情報提供事業への助成措置の拡充
- ② 「組合青年部・女性部」における推進人材の研鑽・研究・事業活動への支援拡充
- ③ 事務局不足組合のつなぎ運営をサポートするなどの「中小企業組合士」の経験やノウハウを発揮するための積極的活用の促進

人手不足や後継者不足は中小企業・小規模事業者の事業存続に関わる深刻な課題であり、地域産業において継承されてきた技術・技能やノウハウを次世代に存続させる「人への投資」の取組みは国を挙げて実施すべき待ったなしの重要課題である。

こうした課題には中小企業組合等を通じて体系的な取組みを推進し、組合員が共同して取り組むことが効果的である。特に、組合青年部・女性部組織等は、広い視野や新しい視点から業界や社会情勢を見分できる人材育成を共同で図る組織として、政策課題の取組み推進の担い手として期待されている。そこで、組合青年部・女性部組織等における推進人材の研鑽をはじめ、新事業創出に資する研究等の活動経費に対する支援の拡充が必要である。

また、昨今、組合事務局の不在を理由に組合が解散に至るケースが散見されている。地域における組合機能の消失は地域産業への影響が大きいことから、組合運営において十分な経験やノウハウを有する中小企業組合士を「事業承継・引継ぎ支援センター」等に登録し、事務局不在・不足が懸念される組合のつなぎ運営のサポートを行うために派遣する仕組みの構築等、積極的に活用を図る必要がある。

### 3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用 拡充・運用改善

#### 重点要望事項

**(1) 多様化・複雑化する経営課題の解決のため、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織は地域経済を支える担い手として重要性が一層強まっている。組合の新規設立を促進し、連携組織の挑戦や課題にきめ細やかな伴走型支援を推進する中小企業団体中央会が行う「中小企業等連携組織対策事業」の十分な確保を含めた支援の拡充・強化を行うこと。**

中小企業・小規模事業者が、人手不足や事業承継、最低賃金の引上げ、働き方改革、生産性向上などの直面する課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織による共同事業の取組みが重要となっており、地域経済に果たす役割は極めて大きい。

そうした共同事業の展開は、国が推進するDX化・省力化の促進、事業継続力の強化（BCP策定の推進）、事業承継への対応等の各種施策を傘下企業に対して広く浸透させるなど、中小企業施策の政策受容体としても大きな効果を発揮している。ついては、各種施策の実施に当たり、波及効果がより大きくなるよう、中小企業等連携組織の活用を重視することが求められる。

また、中央会が唯一の専門支援機関として、地域経済の持続可能性を高めるためにも、中小企業組合や組合員企業に寄り添った課題解決への伴走型支援が強く求められていることから、中小企業等連携組織対策事業予算の十分な確保と拡充の措置が必要である。

さらに、中小企業施策の基本的な考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」（平成22年6月18日閣議決定）において示された「中小企業組合、業種間連携などの取組みを支援し、力の発揮を増幅する。」という基本原則を踏まえ、中小企業団体中央会が中小企業等協同組合法第74条（都道府県中央会の事業）及び第75条（全国中央会の事業）に規定された事業内容をより積極的かつ継続的に伴走型支援に邁進できるよう、中小企業団体中央会の支援体制を一層強化し、組合等連携組織を通じた中小企業・小規模事業者の振興を図り、中央会が連携・組織化支援を全国一元的に推進するため、国と地方が一体となって中小企業団体中央会が支援を行う事業費の予算措置を抜本的に強化する必要がある。

**(2) 中小企業組合等連携組織に対する支援策の強化、各種施策等を有効的に推進するための積極的活用を図ること。**

- ① 組織化の効果を実効あるものとするための各種施策と予算措置の拡充・強化
- ② 複数年度にわたる組合員の稼ぐ力向上を目指した共同事業確立や地域振興・再生に係る事業、団地組合等の再整備・再開発等に係る支援策の強化
- ③ 事業承継・引継ぎ、BCP・BCM、地域振興・再生等の推進における積極的活用、組合等連携組織による推進に向けた必要な支援

多くの中小企業・小規模事業者は、中小企業組合等の連携組織に経営資源を結集し、共同受注・共同販売等の組織的活動を実施するとともに、様々な施策を活用して、経営革新や異分野連携等、新たな事業活動の展開にも積極的に取り組んでいる。中小企業・小規模事業者を面で支える組織である中小企業組合が組織の連携活動により、デジタル化、DX、SDGsやカーボンニュートラルの取組み、官公需の受注増大、多発する災害時のインフラ機能の確保、環境対策等その施策を効果

的な発揮が期待できることから、中小企業組合等に対する支援策の拡充強化が必要である。

また、これら事業を実現するためには、組合員の業務内容の基礎調査や目指す市場調査など時間と工数を要するため、複数年度にわたる切れ目のない支援が必要である。

中小企業・小規模事業者の経営者層の高齢化が進む中、事業承継対策を強化しなければ、廃業事例が増加し、雇用や納税者の減少をもたらす等、地域経済への影響は計り知れない。中小企業組合は地域や業界の特性を理解しており、組合員相互の理解度も高いことから、円滑な事業承継・引継ぎに組合組織を活用することは非常に合理的であり、組合にとっても、組合員が有する経営資源の散逸を防ぐとともに、技術伝承、世代交代による新たな成長の契機につながるものである。

そこで、補助金や業務委託によって組合に支援センター機能を持たせるなど、中小企業組合を活用した新たな支援スキームの構築が必要である。

## 個別要望事項

### 1. 組合等連携組織を支える中小企業団体中央会に対する連携対策予算の拡充等

(1) 多様化・複雑化する経営課題に対応すべく、中小企業組合等連携組織を支える中小企業団体中央会の支援体制を増強するための予算の大幅な拡充・強化を図ること。

- ① 都道府県に対する中央会指導員及び職員の人件費に係る遺漏ない予算措置、補助単価の改善
- ② 高年齢者雇用の義務化に伴う別枠措置等の所要の措置
- ③ 支援体制の強化を図るために中央会指導員の資質向上に対する十分な予算措置

コロナ禍、原材料・エネルギー高騰、デジタル化や脱炭素化などの新たな課題に直面する中小企業・小規模事業者がこの苦境を乗り越えるためには、中小企業等が経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等の連携組織を通じた協同の取組みが一層重要となっている。

そのため、専門支援機関である中小企業団体中央会の事業が安定的かつ持続的に遂行できる必要があるが、都道府県中央会に対する予算措置状況は全国的に十分ではなく、事業費並びに指導員・職員数の減少によって、連携・組織化ニーズの掘り起こし等が困難な状況にある。

そこで、中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織対策事業予算の大幅な拡充を行うとともに、中央会指導員及び職員の人件費に係る遺漏ない予算措置及び補助単価の改善、働ける社会の実現に向けた退職する指導員等の円滑な再雇用を行うための高年齢者雇用の義務化に伴う別枠措置等の所要の措置が必要である。また、中小企業団体中央会における連携組織に対するコーディネート機能を強化できるため、中央会指導員の資質向上も重要である。

(2) 中小企業・小規模事業者のデジタル化推進のために、中小企業団体中央会に専門人材を配置可能な予算措置を講じること。

中小企業・小規模事業者にはDXによる業態変化、生産性の向上、業務効率化が求められているが、これを強力に推進するために伴走支援を行っている中央会に、デジタルの知識を有した専門人材を配置することが有効であり、そのための予算措置が必要である。

### 2. 環境変化や多様なニーズに対応できる組合制度の運用改善

(1) 中小企業基本法における「中小企業者の定義」に“中小企業団体”を追加し、中小企業振興施策や制度の対象から漏れることのないようにすること。

厳しい経営環境におかれている中小企業・小規模事業者が多様化・複雑化する経営課題に対応すべ

く、現在の危機を乗り越え、持続、成長、発展をしていくためには、個々の自助努力に加え、相互の経営資源を補完し合い協同の力で経営課題の解決を図る組合等連携組織の役割がますます重要となっている。

「中小企業者」の定義は、中小企業基本法第2条第1項の規定により、会社及び個人に限定され、業種別に資本金額と従業員数が定められている。国等の支援策では、概ね中小企業者の範囲に中小企業組合を含めているが、一部の自治体等においては、中小企業組合を対象から除外する運用を行うなど、中小企業組合が支援策を利用できなかった事例も見られる。

中小企業組合の役割や機能をいかに発揮し、組合及び傘下中小企業がさらに発展・成長するため、中小企業組合が各種支援策の活用機会を逸することがないよう、中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）の中小企業者の定義に「中小企業団体」を含める改正が求められる。

**(2) 企業組合について創業促進の観点から環境の変化やニーズに即応できるよう、運用改善を図ること。**

- ① ビジネスチャンスにスピーディに対応するための設立発起人数の緩和
- ② 多様な働き方の実現に資する従事比率の見直し、従事概念の解釈拡大
- ③ スタートアップのための組織として税制優遇、創業支援等の支援対象の拡大

働く場の確保、小規模事業者の経営の合理化からコミュニティビジネス、地域振興まで幅広い目的の中で活用されている企業組合が地域特性に応じた人的結合を促進し、かつ小さな創業の苗床として機能するためには、ビジネスチャンスにスピーディに対応できることが望ましい。事業承継に資する計画の認定又は承認による設立発起人数を3人とする特例措置は講じられているが、手続き期間が制限されて活用が難しい。そのため、手続き期間の延長、もしくは、通常の設定時における発起人数の緩和（現行4人→3人）への緩和が求められる。

また、近年、副業・兼業などの多様な働き方は、起業の手段や第2の人生の準備として、あるいは、社会貢献やソーシャルビジネスの手段としての有効活用も期待されているため、ニーズに即応できる運用の改善が必要である。

**(3) 中小企業組合における弾力的な運用を図るための法制度の見直しを行うこと。**

平成19年の中小企業等協同組合法の改正から15年が経過し、中小企業組合を取り巻く環境も大きく変化している。中小企業・小規模事業者が持続的に発展していくうえで事業者同士の連携・相互補完は必要な機能である。新たな社会問題や多様なニーズに対応するためには、同業種による高度化のほか、異業種や産学官、広域間連携など多様な連携ニーズにこたえていく必要がある。また、組合員の事業承継や既存事業の再構築、業界再編など含めた柔軟かつ幅広い組織運営が求められている。

中小企業組合が時代の要請に即して迅速かつ的確な事業を展開していけるよう、法制度自体の抜本的見直しに着手する必要がある。

**(4) 多様なニーズに対応できるよう、組合員利用に支障がない範囲での員外利用枠の拡大、員外利用制限の緩和及び特例における適用期間の延長を行うこと。**

員外利用は、組合員の総利用量の20%以内に制限されている。組合員の事業利用量の確保するうえで必要な基準である一方、効率的な事業運営の障害となっている場合がある。

例えば、運送業における共同配車事業において、復路で空積が発生しても組合員以外での利用ができず非効率となっている場合や、高度化利用組合等の団地組合において、既存組合員が団地内から撤退し、新たに組合員を加入させようとした場合、持分調整等の問題から正規の組合員にすることに困難が伴うなど、現行の員外利用の制限が障壁となっている。

また、団地組合など地域に立地する組合等に対して地域貢献や地域課題解決等を期待されることも多く、使途を限定するなどによって、有効活用の可能性を拡げる必要がある。

**(5) 組合員に携わる全ての者が共済制度を直接利用できる環境を整えるため、組合員の役員及び使用人も組合員とみなすことができるよう、共済協同組合における組合員の範囲の拡大を行うこと。**

従前は使用人等への福利厚生観点から、中小企業が共済掛金を負担し、使用人等のために共済協同組合と共済契約を締結することで使用人等の不慮の事故・病気等に対する備えが行われていた。しかし、中小企業を取り巻く経営環境が年々厳しくなる中、経費節減等の理由からこのような共済契約を行わない事例が多く、使用人等が自ら共済掛金を負担し、同様の共済契約を直接締結することを希望しても、現行法では員外利用扱いとなり、共済契約が容易に行われ難くなっている。

中小企業においては、役員及び使用人は組織として一体である場合がほとんどであり、使用人等に不慮の事故・疾病等が生じた場合、経営に重大な影響を及ぼすおそれがある。こうした事態に備えることが使用人等に留まらず、中小企業経営の安心・安定につながることから、法人組合員の役員及び使用人をみなし組合員として、共済事業を直接利用できるよう見直すことが求められる。

**(6) 総会の設置基準の要件緩和、総代選出における選任制の導入を図ること。**

総会に代わる機関として、組合が総代会を設置するためには、組合員総数が200人超であることが必要条件とされている。そのため、組合員数が減少し200人以下になった場合には意思決定機関の機能を失う。組合の地区の広域化や事業の多様化が進む中、組合員総数が減少した組織では総代会制度を活用できず、民主的な組織運営や迅速な機関決定に支障をきたすこともある。昨今のバーチャルオンリー型総会形式の導入などに鑑み、時代の変化に対応した総会・総代会の開催形式として、民主的な運営が担保される範囲において、総代会設置基準の要件緩和（200人超→100人超）が求められる。

また、現行法では、総代の選挙は、組合員の中から地域や事業の種類などに応じて公平に選挙されることを前提に無記名投票によって行うことになっている。各地域における活動状況によって組合員相互間の認識が薄く、特に異業種組合は事業利用以外に接点がないことが多い。このような状況で総代を選挙で決めることは難しいことから、総代会の円滑な運営に支障をきたすことがないよう、総代の選出に当たっては、役員選出手続きとして用いられている「選任制」の採用が求められる。

**(7) 組合運営の安定化のため、准組合員制度の創設を行うこと。**

例えば、団地組合では、組合員外者による団地内施設の賃貸利用等（組合の所有建物を賃貸して事業するケース、組合員所有建物を賃貸して事業するケースなど）が増加している。元々、加入組合員が事業承継や経済状況悪化等により卸売業から不動産賃貸業に転換し跡地を賃貸するケースである。

このようなケースでは、事業者（賃借者）は団地組合に出資していないケースが大半であり、事業者（賃借者）が組合事業に参加する場合においても、員外利用の扱いとなってしまう。高度化事業の利用組合等の団地組合で既存組合員が団地内から撤退し、新たに組合員を加入させようとした場合、持分調整等の問題から、正規の組合員にすることは困難が伴うこともある。

そこで、組合運営の安定化のためにも、同一団地組合内で経済活動を行っている事業者（賃借者）については、正組合員に準じた措置として、准組合員制度を創設することが求められる。

**(8) 組合未所属（脱退・未加入）のフリーライダー企業に対する規制を設けること。**

卸商業団地や商店街組合においては、組合がエリアを一体として、共益資産（組合会館、駐車場、緑地帯、道路、街路灯、防犯・防災カメラ等）を保有し、維持管理（防犯、防災、美観維持）に努めている。現行法上では「脱退の自由」が認められており、組合エリアに居ながら、賦課金を含む共益

費用の負担感等から組合から一方的に脱退するケースがある。逆に組合に進出した企業が共益費用の負担感等から組合に所属しないケースも生じている。そのような状況は、一体として共益資産を保有し維持管理しなければならない組合にとっては、その運営に大きな支障をきたす。については、組合脱退後も組合地区内に居座る企業、地区内に進出しても組合に所属しないなど正当な理由のない組合未所属（脱退・未加入）の企業に対しては制限（規制）を設ける必要がある。

#### 4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

##### 重点要望事項

- (1) 能登半島地震や豪雨の被災事業者等が経営再建し、ものづくり及び地場産業等が事業継続・再生するためには数年の期間を要すると思われることから、なりわい再建支援補助金、商店街等補助金などの各種補助金等において、被害の実態に応じた補助要件の緩和、補助対象の拡大、申請書類や手続きの簡素化を講じること。**

令和6年能登半島地震は、石川県を含めて広範囲に影響が及んだ。特に珠洲市や輪島市などの能登地域では津波や火災被害も発生し、極めて甚大な被害が生じている。さらに同地域には我が国を代表する伝統産業である輪島塗や有数の温泉地である和倉温泉という観光産業にも甚大な被害を受けており、関連事業者を含め、多くの事業者に計り知れない深刻な被害がもたらされている。

度重なる地震に見舞われた能登地域では、今年9月の豪雨災害も重なり、被災地域の住民や事業者の心は折れかかっている。加えて、余震の恐怖や先行きの不安からくる被災者等の流出や高齢化した事業者の廃業の加速化など、地域の存続自体が危ぶまれることが懸念されている。

そのため、地震や豪雨といった度重なる災害により先が見えない不安を払拭し、住民や事業者が少しでも地域の将来に希望を持てるよう、地震や豪雨といった個別の災害対応支援ではなく包括的に捉え、なりわい再建支援に向けた補助金申請においては、通常必要となる書類であっても、今は非常事態として、協同組合が被災した組合員のために一括して申請手続きを可能となる等の柔軟な運用や、申請書類や手続きの一層の簡素化をはじめ、原状復帰に止まらず耐震補強工事の補助対象化、仮設店舗・工場等の建設、一般車両や業務備品等補助対象の拡大、概算払いや無利子のつなぎ資金等による支援を拡充などの各種対策を講じる必要がある。

- (2) 有事における事業継続や迅速な復興のため、組合等連携組織を活用したBCP・BCMの取組み、危機管理体制の整備に対する支援措置の拡充を行うこと。**

- ① 突発的に発生する事業中断リスク等に対する「事業継続力強化計画」の策定支援、組合等連携組織が取り組む「連携事業継続力強化計画」の策定に基づく設備導入や備蓄のための予算の拡充
- ② 建築用資材等の備蓄、備蓄用資材の保管庫・災害時の物資集積所としての団地組合等の共同倉庫整備に対する補助制度の創設
- ③ 近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害対策に対するこれまで以上の地方自治体との緊密な連携、BCP策定率の更なる向上に資する経営上のインセンティブ追加のための予算拡充を含めた万全な措置

近年続発する大地震、ゲリラ豪雨、台風等の風水害や土砂災害などの自然災害に加え、感染症拡大のリスクも目に見える形で社会生活や企業活動に影響を与えている。さらに、不穏な海外情勢やサイバー攻撃などの経営リスクが高まり、企業には危機管理が強く求められている。

これまでの「事業継続力強化計画」の策定は巨大地震対策の一環とした策定が多かったが、豪雨災害や感染症の対策など、事業中断リスクを包括的に網羅する計画策定が急務となっている。また、単独企業では対応できないリスクに対応するため、複数又は広域の企業による組織を基盤に連携して災害時の相互協力体制の計画を策定する「連携事業継続力強化計画」の必要性も高まっている。これには中小企業の連携組織である中小企業組合等を中心としたグループの活用が有効であり、計

画策定及び計画に定めた発電機等の設備導入、飲料水等の消費財の備蓄を促進するための予算措置が必要となる。一方で、新型コロナウイルス感染症まん延時に起こったウッドショックや自動車の生産停止などの事例により、在庫を持たない経営の非常時の脆弱性が浮き彫りとなった。

このような中、各地域の団地組合や共同店舗組合などの一定規模以上の施設は緊急災害時の拠点機能として、また、復興の遅れを防止するための建築用資材の備蓄が早期復興において効果的である。他方、地域の中小企業・小規模事業者の経営状況は依然として厳しく、民間の負担のみで拠点整備の実施や緊急用在庫を抱えることは困難であるため、物資・燃料の備蓄や施設整備に対する必要な資金等への助成支援が求められる。

静岡県沖から四国・九州沖にかけて伸びる広範囲で浅い海溝（トラフ）を震源とする南海トラフ巨大地震については、このほど臨時情報が発出されるなど、今後30年以内の発生確率が高まってきており、防災・減災等の観点から喫緊の課題として万全の措置を講じることが必要である。また、自然災害が頻発する現状に鑑みると、平常時から地域の災害対応力を高めることが肝要であり、地方公共団体との緊密な連携に向けて、中央会による取組みを含め、面的な防災・減災対策を促すための共同危機管理体制の整備・拡充が求められる。

### **(3) 特定地域づくり事業協同組合の設立推進及び持続可能な運営の仕組みを確立するため、以下の制度改善及び支援措置を講じること。**

- ① 組合立上げ期における非課税措置や繰越処理を可能とする特例措置
- ② 労働者派遣法等における制限に対する立法趣旨に鑑みた適用除外措置
- ③ 特定地域づくり事業推進交付金で措置される「派遣職員人件費」や「事務局運営費」への財政支援の拡大、市町村が負担する財源確保予算の拡充
- ④ 設立や運営に係る中央会の伴走型支援に対する予算措置の追加又は補助対象化

特定地域づくり事業協同組合制度は制度運用開始から4年以上が経過し、様々な実務上の課題が顕在化してきている。その1つとして、事業活動開始以前の課税は組合設立時の財産的基礎形成への支援効果が薄れかねないと支援側の自治体からも改善を求める声がある。同様に、運用制限による制度効用の低減が懸念される措置については立法趣旨に鑑みた次のような緩和策が求められる。

- ・比較的安全性が高い作業における労働者派遣法の条件的緩和措置
- ・離職後1年以内の労働者派遣の禁止規定の適用除外措置
- ・民需に支障を及ぼさない範囲での員外利用制限の特例措置 など

また、特定地域づくり事業推進交付金において組合運営費（派遣職員人件費、事務局運営費）への財政支援措置が講じられているが、昨今の賃上げムードの中では優秀な地域の担い手を確保する観点から派遣職員（マルチワーカー）の賃上げ原資の確保が必要である。そして、組合設立後に、派遣職員の増員に応じた派遣計画を遂行するためには事務局体制の充実が不可欠であるが、事務局運営費の確保に苦慮する組合が多い。今後の持続可能な組合運営のためにも、同交付金においては、人口減少率や最低賃金額の上昇に応じた補助率の優遇・拡大（1/2→2/3）、地域の実情や運営実態を加味した交付限度額の引上げ（現行額からの倍増）及び対象経費範囲の拡大を講じるべきである。さらに、市町村が負担する財源確保予算の拡充を含め、国による財政的な支援の拡大、より柔軟な制度設計・運用が求められる。

併せて、特定地域づくり事業協同組合の設立促進に当たっては、中央会指導員が支援の中核となって伴走支援しており、さらに充実した支援を行うため、中央会指導員が組合の円滑な設立・

運営に係る伴走型支援を行う支援活動及び体制整備への追加の予算措置が必要である。

- (4) 2025年大阪・関西万博の会場整備や運営における調達案件に関しては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の理念を尊重し、幅広い分野で中小企業・小規模事業者、中小企業組合及び官公需適格組合に発注すること。また、会場建設の最終工程を担う設備や内外装、展示工事等について、適切な工事期間が確保されるよう、国・万博協会は、工事全体が円滑に進むべく万全の対策を講じること。**

大阪・関西万博の経済効果を中小企業・小規模事業者に波及させるためには、会場の建設、設備の導入、物品の購入、営業・催事、運営等における調達案件において、中小企業・小規模事業者に発注を行う必要がある。

また、調達案件の参画要件の設定においては、大手と比べて資本力が限られる中小企業・小規模事業者に過度な負担が生じることがないように配慮するとともに、中小企業・小規模事業者、中小企業組合及び官公需適格組合を積極的に活用することで経済の好循環へとつなげていくべきである。

一方で、会場建設を担う建設業、運送業においては、原油・資材価格の高騰や人手不足などが課題となる中、令和6年4月1日から、働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が適用されたほか、会場となる夢洲は資材、機材、車両などの保管場所や給水・電気などのインフラが不十分なため、多くの事業者から建設現場における工事環境の改善を求める声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、特に、会場建設の最終工程を担う設備や内外装、展示工事等について、会場建設工事の遅れに伴う工期の短縮など、開幕ありきによるしわ寄せや過度な負担が及ぶことがないように、国・万博協会においては、関連団体、施業者等と協議のうえ、現場で不足する設備・資材の手配・搬送に関する調整や、工事施工環境の整備・改善に向けて必要な取組みなど、会場建設工事全体が効率的かつ円滑に進むよう、万全の対策を講じる必要がある。

## 個別要望事項

### 1. 地域産業の強靱化、地域経済の好循環化の推進

- (1) 風水害防止対策の推進及び復旧・復興のための支援策を強化すること。

地球温暖化により、異常気象、豪雨、強風等の自然災害の頻度が増しており、事業所や工場等の建物・設備が風水害を受ける危険度が増している。その防災・減災のため、河川改修、堤防強化などの風水害防止対策を強力に進める必要がある。

また、各被災地において復旧・復興に向けた取組みが続いているが、地域の経済活動は完全に回復していないのが実情であり、建物・設備が被災した場合の早期復旧と事業再開のために速やかな支援制度を講じることが求められる。

- (2) 高速道路等の高規格幹線道路は日常の物資輸送をはじめ、災害時の救援作業、地域の発展や活性化において重要な役割を果たすことから、道路網の整備拡大を図ること。

急速に人口減少が進展する一方、激甚化・頻発化する災害やインフラの老朽化等の喫緊の課題への対応も踏まえ、我が国の生産性や国際競争力を強化するため、平常時・災害時を問わず、広域的な交通を安定的に支えることが重要となっている。

高規格幹線道路についてはミッシングリンクや未事業区間が多数あり、地域物流の効率化、災害時の救援作業や物資輸送に重要な役割が期待されているものの、その機能を発揮することができない状

況となっている。加えて、トラックドライバーの労働環境改善にも寄与することから、高規格幹線道路網の拡大と4車線化などの早急な整備を行う必要がある。

- (3) 卸団地組合は、地域防災拠点（避難所や応急生活物資の供給等）の機能を担う等、地域における経済・社会インフラとしての機能をもつことから、期待される社会的役割を果たすため、卸商業団地内の再整備（特にハード面）に係る補助金創設、道路・下水道の整備、街路樹の整備、防犯カメラ・街路灯・AEDの設置、地域防災の拠点整備等に係る補助金等の支援策の創設を行うこと。

卸商業団地は地域における雇用の受け皿、地域サプライチェーンの中核、地域防災拠点（避難所や応急生活物資の供給等）の機能を担う等、地域における経済・社会インフラとしての機能を有しており、地域経済の発展に大きな役割を果たしている。しかしながら、卸団地制度創設から60年以上が経過し、老朽化している卸商業団地も多く、足下に多くの課題を抱えている。

特に、多くの卸商業団地は連棟式建物（複数の企業が柱・壁・梁を隣接所有者と共有し横に繋がる建物）で構成され、建設当時は行政等の指導により推進された様式である。この連棟式建物の再整備については、所有権の権利関係が複雑（区分所有・共有）で、構造的に撤去・リニューアルが難しく、また、取り壊しの際、アスベスト除去が必要になるケースもあること、人件費の高騰等解体費用の大幅上昇も相まって、卸商業団地の再整備には莫大な費用が掛かる状況にある。引き続き、地域経済の中核として期待される社会的役割を果たし、拠点の機能強化に向けた整備が求められる。

- (4) 世界的な気候変動などによる自然災害等への対応として、食糧の安定供給に向け、老朽化した精米施設、機械設備の自動化や省エネ化を促進するための支援を行うこと。また、消費地倉庫への原料移送の推進、過疎化が進む地域の物流効率化への支援を行うこと。

米穀卸売業者にとって精米商品の安定供給を図るためには、精米関連施設等への設備投資は重要な課題であり、かつ気候変動が増すなか、環境負荷低減に対して積極的に取り組むための助成措置を講じることが必要である。また、食料安全保障の観点からも不測の事態に備え、消費地営業倉庫への原料移送を推進するほか、過疎地域では物流システムを構築していくのが厳しい環境となっており、過疎化が進む地域への支援を行うことが必要である。

## 2. 地域の実情を踏まえた課題の解決

- (1) 原発事故からの着実な復興を実現するため、次の事項を措置すること。

- ① 廃炉作業の安全かつ着実な実施と正確な情報開示
- ② 除染土壌の再生利用の促進及び県外最終処分に向けた国民理解の更なる醸成
- ③ 「第2期復興・創生期間」終了後の制度及び財源の確保
- ④ ALPS処理水の海洋放出に係る風評対策の徹底
- ⑤ 風化防止と風評払拭に向けた取組みの強化
- ⑥ 事業再建・自立支援策の継続・拡充及び福島県原子力被災12市町村の帰還促進
- ⑦ ALPS処理水の放出に伴う損害を含めた原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

福島県を中心とする東北・北海道地域の復興にとって、最大の課題である原子力災害の収束は十分に進展しておらず、加えてALPS処理水放出に伴い一部の国が日本産水産物の全面輸入停止措置を行い、北海道、東北のほか日本全国に影響が生じている。また、廃炉や除染土壌の県外最終処分に向けた理解醸成等多くの課題を抱えている。第2期復興・創生期間は2021年から5年間とされているが、課題を積み残しており、その後の財源の確保も必要となる。

東日本大震災による全国の避難者数は、令和6年2月1日時点で未だ29,328人、福島県から県外への避難者数は20,279人存在している。避難により人口が減少している地域の事業再建・自立支援・帰還促進策の拡充が必要である。

震災から年月が経過し風化が進んでいるが、原子力災害は福島県だけの問題ではなく、国策である我が国全体の問題であることから、国は、廃炉に向けた取組みを安全かつ着実に進め、なお一層の環境回復を図るとともに、東京電力に対しては強い指導が求められる。

また、復興を着実に進め、さらに加速させるためには、あらゆる方面に影響を及ぼしている風評の払拭、進行する風化の防止に取り組むことが急務である。

さらに、損害がある限りは賠償を行う考え方の下、北海道、東北のほか、日本全国に影響が生じたALPS処理水の放出に伴う水産物の輸入停止措置等による損害を含めた原子力損害賠償の完全実施が求められる。

**(2) 海外展開を図る東北・北海道地域の中小企業・小規模事業者への支援施策を拡充すること。**

東北・北海道地域ではALPS処理水の放出に伴う風評被害と輸入禁止措置の拡大、域内人口の減少に伴うマーケットの縮小や長期化する円安の影響がある中、新たな販路の海外への模索、海外輸出に取り組む事業者がいる。しかし、海外展開に関する知識不足、資金不足などの課題があることから、相談や計画策定等の支援策のほか、海外向け輸出品の製造等のための機械設備導入や改修、海外輸出認証等の費用を補填するための補助金などの支援策を強化・拡充する必要がある。

**(3) 奥羽・羽越新幹線をはじめとする「未着工新幹線」などの早期整備と機能維持の強化を行うこと。**

東北・北海道地域は他地域と比べて新幹線による高速交通ネットワークの地域間格差が大きくなっている。新幹線は地方創生に欠かせないインフラであるため、全国新幹線鉄道整備法の基本計画に留まる奥羽・羽越新幹線などの「未着工新幹線」を早期調査による整備計画とするべきである。また、現在工事中の「北海道新幹線札幌延伸」については経済的影響や社会的影響が考えられることから、速やかに遅延の検証を行うとともに、工期短縮に向けた徹底的な検討に基づき1日でも早い完成・開業を目指すことが求められる。

**(4) 国際リニアコライダー（ILC）について、米国・欧州等の海外関係国との経費分担、研究分担、建設設計等の国際調整、国際協力を進め、早期に日本誘致を正式に決定すること。**

国際リニアコライダー（ILC）は、国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくモノづくり産業の競争力強化等を促し、東北のみならず国全体の産業振興、雇用創出等に絶大な効果をもたらす極めて重要なプロジェクトであり、次代を担う成長産業を実現するものとなる。次期欧州素粒子物理戦略においてもILCの位置付けが戦略に適合すること等が明記され、日本の誘致に大きな期待感が示されている。岩手県ILC推進協議会では、国際リニアコライダーの日本誘致が実現した場合の経済効果について、加速器関連技術の発展・利用による産業への波及効果を3兆106億円、施設建設から20年間で誘発される国内生産額を5兆7,190億円とする試算を公表している。

国の令和5年度予算で、ILC関連は前年度当初予算から倍増し、先端加速器の性能向上等を図る費用として9億7千万円が計上されたが、計画推進に弾みがつく一方、コロナ禍で思うような誘致活動の展開に至っておらず、一刻も早い国としての意思表示による誘致実現を図る必要がある。

**(5) 大阪・関西万博の経済効果が中小企業・小規模事業者にも波及されるよう、次の措置を講じること。**

- ① 中小企業組合等が実施する万博と連携した機運醸成イベント、万博来場者の需要獲得のための会期中の会場外イベント、万博来場者を各地域・イベントに誘客するプロモーション等に対する支援

② 万博パビリオン等への出展事業者の製品開発や出展に係る経費に関する財政支援

③ 中小企業・小規模事業者が経済効果を享受できるよう、インフラ整備をはじめとする必要な措置

大阪・関西万博は、令和7年4月13日（日）から10月13日（月）までの184日間で、来場者数2,820万人、経済効果として約2兆円が想定されている、大阪・関西、そして日本の成長を持続させる起爆剤として期待されるビックプロジェクトである。

同プロジェクトは中小企業・小規模事業者のアイデア、技術力や製品を世界にアピールする絶好の機会であるため、中小企業・小規模事業者や中小企業組合がパビリオン出展、催事、営業参加や関連イベントなどに参画し、万博を契機に持続的な成長・発展につなげていくことが重要であり、約半年間にわたるこの機会を活用し、連携を通じて、自らがその魅力を発信することで、国内外からの需要を獲得していく必要がある。

そして、万博パビリオン等への出展をきっかけに、新たな需要を獲得するためには万博の来場者に対して自社製品等の魅力の十分な発信が重要であるため、製品等の改良や開発、会場設営など、出展に係る経費に対する支援策が必要である。大阪・関西万博やI R（統合型リゾート）事業によって、大阪への訪日観光客の増加が予想される。経済効果はそれぞれ1兆円以上と試算されており、来場者数も2,000万人以上と予想されている。一方、近年、オーバーツーリズムの問題が出てきており、オーバーツーリズム対策や国内旅行客の機会損失、人材不足などの課題が懸念されている。

また、インフラ整備については万博開催中にもI R関連建設工事が行われるため、交通渋滞の深刻化が予想されている。万博やI Rの経済効果を中小企業・小規模事業者が享受し、鉄道延線の増線や自動車道の増加、観光客専用道路の設置等、タクシー等業界団体の意見を反映したライドシェアの導入の施策を講じる必要がある。また、人材不足解消に繋げるため、I C T導入やE X P Oデジタルウォレットの促進等の支援強化等の施策を講じる必要がある。

(6) アジア圏観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備を図ること。

感染症拡大の影響により観光客は激減し、九州全体の観光産業に大きな影響を与えたが、九州・沖縄地区へのアジア圏観光客は回復傾向にある。回復の後押しのため、アジア圏観光客の誘致拡大、インバウンド効果を高めるためのP R活動のほか、九州各県の広域に跨った地域の自然環境や歴史文化などの地域資源を連携させた観光圏を形成し、地域社会、経済そのものの活性化に繋げるための支援、海外からの大型クルーズ船が入港し、船舶による観光客のための港湾等のインフラ整備や海外からの観光客の需要喚起、入国審査手続きの迅速化に向けた環境整備を図ることが求められる。

(7) 九州における高度産業技術の多様な展開の支援強化を図ること。

九州は自動車・半導体関連産業の集積が進み、そこで培われた高度産業技術は多様な方向へ展開することが可能である。高度産業技術の一層の質的向上を推進するため、工業団地等の基盤整備を図り、設備投資及び人材育成のための金融・税制面の支援を充実強化すること。

(8) 九州・沖縄地域における広域交通ネットワーク、総合的交通網の整備の早期着実な推進を図ること。

経済産業活動のグローバル化が進展する中、広域交通ネットワークの整備によって地域やまちの魅力を高め、人や物の流れが活性化され、商圈が大きく拡大することで、九州・沖縄各県の多くの中小企業にもビジネスチャンスが生まれる。また、物流の効率化や観光需要の拡大、災害時のリダンダンシー確保など、九州・沖縄や四国のみならず我が国全体にも大きな効果をもたらすことが期待されることから、広域交通ネットワークの早期かつ着実に推進することが求められる。

東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化への早期実現や九州中央自動車道の全線開通に向けた

「平底～蔵田」間の早期事業化と南九州自動車道、九州と四国を陸路で結ぶ豊予海峡ルートの実現など高速道路未整備地域の早期整備並びに今後供用する区間の直轄管理化を図る必要がある。

また、令和4年9月に九州新幹線西九州ルートが開通し、鹿児島県ルートとの連携によって九州地域全域の利便性向上や観光産業の強化に重要な役割を果たしている。今後さらに、東九州新幹線の実現やアジア太平洋地域において増大する航空需要に対応するための国際空港及び海上高速交通網など、九州・沖縄地域における総合的交通網の整備・実現を早期かつ着実に推進するとともに、これら幹線整備と連動した地域交通網の整備を早期に推進することが求められる。

## Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

### 1. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策

#### 重点要望事項

#### (1) 中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成に伴う支援策を強化・拡充すること。

経済のグローバル化、産業構造の変化、IoTやAIをはじめとする技術革新の進展により、必要とされる専門的な知識、技術及び技能はより一層高度化してきている。経済活動の回復に伴い、人手不足が深刻化する中小企業・小規模事業者が人材を確保するためには、賃金の引き上げをはじめ、労働条件や環境を改善し、人的資本投資を進めて企業間の競争力を向上させる必要がある。それには、教育訓練やリスクリング支援の充実、デジタル技術の活用、脱炭素社会に対応するといった社会経済活動の潮流に沿った事業を行うことが求められるが、多くの中小企業・小規模事業者ではリスクリングに対する理解不足やIT導入の旗振り役となるDX人材や環境問題に取り組むGX人材などが不足しており、外部人材を活用するにもどこに相談をしたらよいかわからない等の理由により、リスクリングへの取組みやDX等が進まない状況となっている。

このため、資金や人材の面で脆弱な中小企業・小規模事業者がこれらに対応するために必要な人材の確保・育成に関する助成措置の拡充・強化が必要である。

組合では、従来から教育情報提供事業（研修のみならず独自資格制度の運営）等を通じた組合員企業の人材確保・育成も担ってきているが、労働環境の改善などを包括的に実施する人材確保及び人材育成の取組みに対する助成金の増額等を含めた支援策のより一層の拡充を図る必要がある。

#### (2) 中央・地方最低賃金審議会における審議では中小企業・小規模事業者の支払能力も踏まえた審議を行うこと。

令和6年度の中央最低賃金審議会においては、地域別最低賃金改定の目安としてA、B、Cランクとも過去最高となる50円（5.0%）の引き上げ額が答申された。今年度の目安審議に当たっても、最低賃金決定の3要素のうち、「労働者の生計費」が重視され、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の数値とともに、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、公益委員が生活必需品を含む「頻繁に購入する支出項目」に係る物価の上昇を重視した結果となった。その後、47都道府県の地方最低賃金審議会でも目安額などを参考に審議が行われた結果、全国加重平均で改定額は1,055円、前年度より51円引き上げと過去最高の引き上げ額となった。

最低賃金の引き上げは、労務費等のコスト増を十分に価格に転嫁できず、労働者の賃上げに取り組むことができない中小企業・小規模事業者が相当数存在することを十分に考慮するべきである。特に「中小対中小」の取引においては、規模が小さい企業ほど適正な価格転嫁を実現できず、賃上げのための原資の確保が困難な状況にある。

については、未だ価格転嫁、生産性向上の過渡期にある中で、中小企業・小規模事業者に「通常の事業活動の支払い能力」を超えた最低賃金の過度な引き上げによる負担を負わせないよう、配慮することが必要である。なお、中小企業・小規模事業者が人件費上昇分の支払い原資を確保する

ためには、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の一層の浸透、さらには生産性向上に向けた支援策及び業務改善助成金等の支給要件の緩和や増額等を含めたより一層の支援を拡充する必要がある。

## 個別要望事項

### 1. 人的投資の促進や就業環境整備に向けた取組みの推進

#### (1) 中小企業・小規模事業者の人材確保競争力の向上を支援すること。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の経済活動の回復に伴い、人手不足が深刻化する中小企業・小規模事業者が人材を確保するためには、賃金引上げをはじめ、労働条件を改善し、人材確保競争力を向上させる必要がある。

そのためには、中小企業・小規模事業者の魅力アップや社内環境の改善への取組みに対する支援を強化するとともに、採用活動の時間、コスト、人材が不足する中小企業に対して、採用活動への支援を拡充する必要がある。

また、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の補助制度の拡充・要件緩和、さらには中小企業組合が組合員たる中小企業・小規模事業者に対して行う「人づくり」への支援強化が必要である。

#### (2) U I Jターン等による地方中小企業・小規模事業者の人材確保を行うこと。

我が国の生産年齢人口が減少に転じる中、中小企業の人手不足感は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査（第176回（2024年4－6月期））「従業員数過不足DI」を見ると全業種において不足している。

若年労働者は都市部の大企業を志望する傾向が強まっており、地元中小企業・小規模事業者への理解を深めるための人材確保支援策の強化や若年労働者が地域中小企業・小規模事業者で定着するための支援策を拡充・強化する必要がある。

また、人手不足に苦慮する中小企業・小規模事業者にとって、U I Jターンによる即戦力人材の確保も有効的な手段となっている。これを実現するためには、U I Jターン希望者、廃業した企業の人材、M&Aの際に転職する人材等に関する一元化したデータベースの構築や早期再就職支援等助成金（U I Jターンコース）の拡充（東京圏だけではなく政令指定都市からの移住、助成額の増額など）が必要である。

#### (3) 女性・高齢者等の就業支援策を拡充・強化すること。

人手不足を解消するためには、女性・高齢者の活躍推進が不可欠であり、高い能力と技術を持ちながら、育児や介護等で離職した女性、長く働きたいと考えている高齢の求職者と中小企業・小規模事業者とのマッチング支援を強化する必要がある。

女性活躍に関する情報公開については、改正女性活躍推進法の施行によって令和4年4月より一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大された。また、7月8日からは男女の賃金差異の情報公表が追加され301人以上の企業は義務化、101人～300人の企業は選択式、100人以下の企業は努力義務とされた。骨太方針2024では、ビジョン達成に向けた政策アプローチの中に「男女賃金格差の是正」という文言が記載されており、厚生労働省にて8月1日までに11回にわたり開催された雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会の報告書「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書～女性をはじめとする全ての労働者が安心して活躍できる就業環境の整備に向けて

～」（以下「報告書」という。）が8月8日に公表された。この中においても、「現在、男女間賃金差異の公表は任意とされている、常時雇用する労働者の数が101人以上300人以下の企業においても、女性活躍に係る取組を効果的に促すために、公表を義務とすることが適当である。」とされている。賃金差異の公表は計算方法や説明欄の記載など企業の事務負担が増大することに加え、過度な企業評価につながるおそれが大きいため、義務対象の適用拡大は慎重な検討が必要である。

さらに、「現在開示項目の選択肢の一つとなっている女性管理職比率について、企業の実情を踏まえつつ、開示必須項目とすることが適当である。」ともされているなど、中小企業・小規模事業者への影響が懸念されるため、今後適用拡大等がなされる場合は、きめ細かな周知と事業主の負担とならないような支援施策や助成措置が必要である。

高齢者雇用については、令和3年4月に改正高齢者雇用安定法が施行され、企業規模を問わず、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されたが、今後、75歳以上の後期高齢者が急増する社会問題である「2025年問題」により労働力不足、社会保障費などの増大が懸念されている。令和7年4月に施行される改正雇用保険法により高齢者雇用継続給付金制度の縮小、令和7年3月に高齢者雇用安定法による、65歳までの雇用確保義務の経過措置終了（65歳までの雇用確保措置の義務化）などに対応するため、高齢者の労働参加を促すための十分な周知と職場環境整備のための助成措置の拡充が必要である。

#### （4）仕事と介護の両立に向けた取組みに対する支援の拡充を行うこと。

仕事と介護に追われる「ビジネスケアラー」は増加しているものの、実際その両立は難しく勤労意欲のある人材を失うことも多い状況にある。これは、企業にとって大きな損失であるとともに従業員にとっても収入源が断たれるなど、社会にとっても大きな損失である。

育児・介護休業法は、社会状況の変化等に伴いこれまで改正されているものの、特に介護に関する制度の利用率は育児と比べ低調となっている。

このため、地域の中小企業・小規模事業者を対象とする拠点整備や介護関連サービスの情報提供やセミナーの実施、さらには地域共通の相談窓口の設置を行うとともに、制度利用に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者への新たな支援施策や助成措置が必要である。

#### （5）社会的問題となっている「カスタマーハラスメント」への的確な対応を行うこと。

雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会では、カスタマーハラスメントについても検討が行われた。中小企業・小規模事業者にとって従業員をカスタマーハラスメントから守るといのは人材確保・定着の観点等からも非常に重要なことである。

報告書では、労働者保護の観点からの法制化として、「労働者保護の観点から事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当」、また、「法律においてカスタマーハラスメント対策に係る措置義務を規定」とされている。今後法令及び指針などの制度設計を綿密に行うとともに、事前予防としてのマニュアル等の整備のみならず発生した場合における相談体制の整備など事業主の過度な負担とならない支援施策や助成措置が必要である。

#### （6）労働安全衛生法の「一般健診制度」の検査項目の追加への慎重な対応を行うこと。

労働安全衛生法の「一般健診制度」の検査項目は、事業者が対応をとるべき必要最小限の項目に限定して実施する法的義務事項であり、女性特有の疾病の配慮等については、同法の「一般健康診断」とは別の有効な取組みで行うなど検査項目の追加は慎重な対応が必要である。

改正労働安全衛生法が施行され、化学物質の自主管理が進められているが、中小企業・小規模事業者は、ばく露評価、リスク評価、評価の意思決定、低減措置・代替案の作成、実行など多くの面で新たな課題が生じている。サプライチェーンの中で、大手企業の人材活用は有用ではあるが、指導内容は品質管理が中心となっており、労働安全衛生法の観点からの実効ある指導は難しい状況にある。そのため、国は職場における化学物質管理に資する専門人材の総合的かつ計画的な確保・育成を行うことが必要である。

また、50人未満へのストレスチェック実施義務の拡大については、労働者のプライバシーの保護、集団分析と職場改善の在り方、外部委託の際の負担と地方における実効性、産業医のいない中小企業・小規模事業者の実態などを踏まえ慎重に検討するべきである。

## **2. 地域の実情を踏まえた最低賃金の審議**

### **(1) 最低賃金の決定は地域の実情に合ったものとするべきであり全国一律化には反対。**

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。しかし、地方最低賃金審議会においては、「目安額ありき」「引上げありき」で議論がされており、地域の経済実態を十分踏まえたものとなっていない状況であり、地方最低賃金審議会の存在が問われかねない。このため、政府においては、各都道府県の実情を反映したデータに基づく納得感のある審議決定を徹底する必要がある。

また、業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一律化する「全国一律最低賃金制度」については、最低賃金法の原則である「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」の三要素を無視していると言わざるを得ない。

最低賃金は賃金水準引上げや消費拡大といった政策実現を目的としたものではないことを改めて認識するとともに、原材料、エネルギーコストが高騰し、価格転嫁が進まず収益を圧迫し、賃金引上げの原資確保が困難な中で、事業継続・雇用の維持が図られるよう、地域の実情に合った議論がなされるよう配慮するべきであり全国一律化には反対する。

なお、地域別最低賃金の継続的かつ大幅な引上げによって、地域によっては特定最低賃金との逆転現象が起こり、その差額も拡大しつつある。現在の地域別最低賃金に屋上屋を架することになる特定最低賃金は廃止するべきである。

### **(2) 最低賃金の改定決定から発効日まで十分な準備期間を確保すること。**

地域別最低賃金は都道府県の地方最低賃金審議会での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業・小規模事業者から準備期間が短い、引上げ原資確保のため資金調達をしなければならず負担である等の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業十分な準備期間が必要である。さらには年末にかけての就労調整の早期化を招く。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、翌年の1月又は4月に延長する措置が必要である。

### 3. 障害者雇用対策

#### (1) 障害者を積極的に雇用する中小企業・小規模事業者、特に、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業・小規模事業者に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等の拡充を行うこと。

令和2年4月より障害者雇用促進の取組みが優良な常用労働者300人以下の中小事業主の認定制度（もにす認定制度）が創設され、同年10月21日に第1号事業主として3社認定されて以降、令和6年3月31日時点で419事業主が認定された。また、令和6年4月より法定雇用率が2.5%へ引き上げられるとともに、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正により事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。

これらの取組みもあって、我が国の障害者雇用は数の上では進展してきているが、中小企業・小規模事業者においては、依然として厳しい経営状況にあること、受入れのための環境整備の問題、ノウハウ不足等から、障害者の雇用数が0人であるところが多く、雇用率未達成企業が半数以上となっている。

こうした中小企業・小規模事業者、特に、障害者雇用ゼロ企業が抱える課題の解決に向けて、ハローワーク等公的支援機関のジョブコーチによるコンサルティング支援（支援人材の育成支援も含む）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース等）やトライアル雇用助成金等、より一層の障害者雇用の維持・拡大につながる助成措置の拡充を図る必要がある。なお、財源は雇用保険料、健康保険料など、今以上の事業者の負担増加につながらないような形での措置とすること。

また、障害者を雇用する中小企業・小規模事業者に対しては金融・税制面の優遇措置の拡充、官公庁入札における評価の優遇及び仕組みづくりの拡充を行う必要がある。納付金制度の適用範囲を拡大するといった強制力を伴う雇用促進策ではなく、企業自ら積極的に取り組むためのインセンティブや社会環境の整備の充実が必要である。

#### (2) 事業協同組合等算定特例の活用についてより一層の周知を図ること。

個々の中小企業・小規模事業者の取組みだけでは、障害者雇用を進めることに困難がある場合、複数の中小企業・小規模事業者が共同で雇用機会を確保することができる「事業協同組合等算定特例」（以下「算定特例」という。）は有効な対応策となり得るが、雇用促進事業や営業上の関係、さらには参画した事業者がそれぞれ数年以内に人数要件を達成しなければならないなど、利用しにくい面がある。

よって、中小企業・小規模事業者が算定特例制度を効果的に活用できるようにするため、現行のグループ特例制度と同様に、制度を改定していく必要がある。

また、算定特例を受けている者に対して、官公需における発注が優先的に行われるよう配慮するとともに、厚生労働省ホームページや都道府県労働局を通じて、改めて周知徹底を図ることが必要である。

### 4. 国による職業訓練機能等の拡充・強化

#### (1) 国による職業訓練機能の拡充・強化を行うこと。

国等は中小企業・小規模事業者の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり技能者等の育成、中小企業・小規模事業者の技術・技能継承への支援をより一層推進する必要がある。

全国どの地域においても訓練が受講できるよう、国、都道府県、訓練実施機関、産業界等の関係者による連携を強化し、安定的・持続的な職業訓練機能の充実・強化を図る必要がある。

## (2) 団体等検定制度の積極的な周知と活用促進を行うこと。

団体等検定制度は、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として令和6年3月に創設された。中小企業組合を含む事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するものである。

期待される効果としては、①技能の見える化・標準化、②従業員のモチベーションアップ、③若手従業員の定着・新入社員の採用、④地域産業振興に貢献、が挙げられる。また、事業主団体等としても制度利用を検討するに際しては、技能者像を明確化し検定で測ろうとする技能のレベルの整理や職務内容を「仕事」の単位で切り分け、それぞれの「仕事」を構成する一連の「作業」を整理し求められる「技能」と「知識」とを明確化する等の必要があるため、業界標準的な技能の確立につながることも期待できる。そのため、説明会開催等の積極的な周知と活用促進のための支援施策や助成措置が必要である。

## 2. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

### 重点要望事項

#### (1) 中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、雇用保険財政運営を抜本的に見直すこと。

雇用保険制度は、新型コロナウイルス感染症対策による雇用調整助成金の大幅な支出増大により財源が逼迫している。今後、大規模な感染症の流行や大幅な景気後退があると、このままの財政運営では迅速に対応することは不可能である。

このため、雇用保険二事業については、財政運営の精緻な検証により適切な保険料率を設定するとともに、財源の逼迫状況に鑑み、引き続き関係コストの精査・削減はもとより、これまで以上にPDCAサイクルによる目標管理の徹底強化や分野別・体系別等の事業ごとの見直し、改善を図っていくことが必要である。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の成立により、令和7年度に「子ども・子育て支援特別会計」が創設されることとなった。これは、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるために行われたものであるが、今後育児休業給付金資金に充てる保険料については、4/1000以下とし、必要な財源は一般財源から賄う必要がある。

#### (2) 社会保険適用拡大や最低賃金上昇に伴う「年収の壁」問題に対する中小企業・小規模事業者への支援策を引き続き講じるとともに抜本的な制度改正を行うこと。

令和6年7月3日、公的年金の健康診断にあたる「2024年財政検証結果」が厚生労働省より公表された。焦点としては、①被用者保険のさらなる適用拡大に向けた短時間労働者の企業規模要件や個人事業所における非適用業種の適用範囲の見直し、②基礎年金の拠出期間の延長・給付増額、③基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間の一致、④在職老齢年金の見直し、⑤厚生年金の標準報酬月額の上限引上げ、を主たる項目として社会保障制度審議会 年金部会、医療保険部会において検討が進められている。そのうち、「①被用者保険のさらなる適用拡大に向けた短時間労働者の企業規模要件や個人事業所における非適用業種の適用範囲の見直し」については、令和6年10月から拡大された50人超の企業への影響、特に企業の支払い能力や短時間労働者の労働時間や賃金額の調整具合など、まず1～3年程度の経過を踏まえて、その影響度合いを調査してから結論を出すことが必要となる。また、個人事業所の非適用業種の適用範囲の見直しについては、支払能力の観点から負担に耐えられない事業所が増加することが確実であり、労働者数を削減するため、やむを得ず解雇につながるおそれもあることから、現状のままとするべきである。

なお、令和10年4月1日から雇用保険の適用対象が週所定労働時間で現状の「20時間以上」から「10時間以上」に変更されることとなり、パートやアルバイトなどの短時間労働者も失業給付や育児休業の給付金などを受け取れる対象が広がることとなった。しかし、中小企業・小規模事業者にとって社会保険料の負担増は経営に直結する非常に大きな問題であり、諸物価高騰や人件費コストの上昇が続くなかで、人を増やしたくても増やせない、賃上げをしたくてもできないという状況にある中、これ以上過度な負担とならないよう、中小企業・小規模事業者への負担軽減措置を講じるとともに、社会保険適用拡大や最低賃金上昇に伴ういわゆる「年収の壁」問題を含め、社会保障制度については抜本的に見直す必要がある。

### **(3) 建設業及び運送業における、労働環境改善など中小企業・小規模事業者への支援策を講じること。**

令和6年4月より建設業及び運送業において猶予されていた時間外労働の上限規制が適用されたことにより「2024年問題」が顕在化した。人手不足、人件費の高騰、工期の遅延、燃料価格の高騰などの課題が山積している状況であり、労働時間、労働環境改善などが改善されない場合には国民生活にも重大な影響が出るのは必至の状況である。

このため、中小企業・小規模事業者の労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえ、実情に即したきめ細かい支援や発注者への一層の指導・監督強化を行う必要がある。

## **個別要望事項**

### **1. 中小企業・小規模事業者の実態を反映した社会保険制度の構築**

- (1) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げは行わないこと。また、協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の在り方及び高齢者医療制度の抜本的な見直しを行うこと。

近年、協会けんぽの財政状況は、医療費（1人当たり医療給付費）の伸びが、賃金（1人当たり標準報酬月額）の伸びを上回る状況が続いている。加えて、支出全体の3割超を占めている拠出金について、今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、後期高齢者支援金の増加が見込まれること等も踏まえると楽観できない状況である。

被用者保険の最後の受け皿機能を今後も維持可能なものとするために、財政基盤の安定化による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、更なる負担増につながらないように、全国平均保険料率は10%未満へ引き下げ、国庫補助率を現行16.4%から健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げる必要がある。

また、健康保険財政の安定化のため、協会けんぽ等の総合型健康保険組合等への公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療に対する負担や保険料率の設定の在り方等を抜本的に見直す必要がある。

### **2. 働き方改革の着実な推進**

- (1) 取引の適正化及びDX化等の推進のための支援拡充を行うこと。

建設業においては、土木・建築業者や運送業者の働き方改革の影響や、昨今の原材料の不足・価格高騰による建設資材の納期遅延の影響などにより、そのしわ寄せが非常に大きくなっている。その結果、工期遵守のため休日を返上して対応せざるを得ないほか、工期圧迫に伴い、想定以上の技能者の動員による本来であれば不要な支出の増加など、中小企業・小規模事業者の事業存続に多大な影響を及ぼしている。このため、適正な工期・労務費を含めた予算設定を行うための措置を講じる必要がある。

また、運送業とりわけトラック運送においては、人手不足、高齢化、長時間労働などが深刻な状況となっている。特にドライバーの待機時間である「荷待ち時間」による長時間労働の慢性化やこの時間に対する対価の取引価格への転嫁が困難となっていることから、取引環境及び長時間労働がより改善されるための支援や荷待ち時間削減・出荷作業効率化のための積込先及び配送先におけるトラック予約受付システムの導入に係る支援などが必要である。

### 3. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進

#### 重点要望事項

- (1) 育成就労制度の運用設計に当たっては、地域の中小企業・小規模事業者に配慮し、スケジュール、プロセス、監理団体の要件等の決定事項について、速やかに情報を公開し、わかりやすく周知を行うこと。**

令和6年6月14日、第213回通常国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年6月21日（法律第59号）」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」が成立し同月21日に公布された。施行は一部の規定を除き、前者は公布の日から起算して2年を超えない範囲内、後者は3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

監理団体や受入れ機関が育成就労制度を活用するに当たっては、制度を活用する中小企業・小規模事業者が過度な負担とならないように措置を講じるとともに、新たに受入れを考える中小企業・小規模事業者が円滑に対応することができる仕組みづくりが必要である。

については、地域の中小企業・小規模事業者に配慮し、育成就労制度の運用設計に当たって出入国在留管理庁及び厚生労働省は、決定したスケジュール、プロセス、監理団体の要件等決定事項の情報を速やかに公開し、わかりやすく周知を行う必要がある。

- (2) 育成就労制度について、施行までに現行の技能実習制度2号移行対象職種を全て対象とすること。また、特定技能制度において、人手不足感の強い分野、業務については対象を拡大すること。なお、外国人の受入れに当たっては、分野（業種）の合理化の進展、生産性の向上を図るためにも地域の日本人の雇用を妨げることをしないよう配慮しながら、適正な受入れ枠（人数）を設定すること。**

育成就労制度の受入対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく、人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであるから、受入対象分野を特定技能制度における「特定産業分野」に限るとされた。現行の技能実習制度で特定技能に移行できない職種については、育成就労制度の受入対象分野に該当しなくなり、既に、技能実習制度において、送出し国の経済発展を担う人材育成に取り組んできた実習実施者が育成就労制度に移行できないことが想定される。そのため、育成就労制度への移行に当たっては、技能実習制度の2号移行対象職種の全てを対象とするとともに、特定技能制度の特定産業分野については、人手不足感の強い分野、業務について、随時、対象を拡大する必要がある。

- (3) 育成就労制度での転籍について慎重な対応をすること。**

転籍の制限緩和については、地方から大都市圏への外国人材の流出が懸念されている。育成初期は、コストや労力が多くかかり、せっかく育てた人材がこれから活躍するという段階で転籍されては、企業にとってダメージも大きい。このため、地方の企業がせっかく育てた人材の流出を受けないように、当初の受入れ機関のコスト負担を考慮し、転籍前の受入れ機関が受入れや育成に要した費用について正当な補填を受けられるよう配慮した制度にする必要がある。

- (4) 育成就労制度での「移行（＝就職）」について適切な対応をすること。**

新たな制度での3年間の育成就労期間の途中で特定技能1号評価試験に合格した外国人の特定技能1号への移行については、転籍と同様に正当な費用の補填が必要であり、移行前の受入れ機

関が移行後の受入れ機関より1/2程度補填されるような制度とする必要がある。また、地方の中小企業・小規模事業者が育成就労制度で外国人を受け入れたとしても、外国人材が転籍や移行を通じて、地方から大都市圏への事業者へ転籍、移行の足がかりに利用されないよう適切な措置を講じる必要がある。

**(5) 新たな費用負担が生じる場合の支援措置を設けること。**

監理団体や受入れ機関が育成就労制度を活用するに当たって、外部監査人の設置や分野別協議会への加入等の要件が求められることとなる。受入れ事業者等への過度な負担とならないよう配慮するとともに、新たな費用負担が発生する場合には支援措置を設ける必要がある。

**(6) 各都道府県に地域協議会を設けて地域の意見を所管行政庁に上申できる仕組みを作ること。**

特定技能制度の「特定産業分野」と育成就労制度の「受入れ対象分野」の設定に当たっては、所管行政庁と全国を網羅する事業協同組合、商工組合等の事業者団体の意見を聴取し、有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断するよう、決定のスキームと基準を明確にする必要がある。また、地域協議会を各都道府県に設け、全国的な規模の団体がない業種・業態の分野については、地域の産地・地域の組合等からの意見を地域協議会が受け、その適否を判断し、所管行政庁に上申できるようにする必要がある。

**個別要望事項**

**(1) 育成就労制度に円滑に移行するための支援策を創設すること。**

中小企業・小規模事業者が育成就労制度に円滑に対応できるようにするため、制度の無料説明会開催や日本語習得等の地域共生に係る取組みに関する助成措置が必要である。

**(2) 許認可等に関するDX化を推進すること。**

外国人技能実習生の受入れには、外国人技能実習機構への各種の許可、認可、届出等に係る申請書の提出が義務づけられているが、現在これらの書類は申請者が紙媒体で作成し郵送している。

しかしながら、様式の頻繁な変更や、名称・氏名など同じ内容の複数書類への記載、多くの添付書類が求められる等の問題があり、監理団体の事務負担が増している。監理団体が外国人技能実習生及びその受入れ企業の適切なサポートを行い、技能実習制度の適切な維持・運営を図っていくためには業務の効率化が重要であり、外国人技能実習機構が各種申請に係る添付書類の整理・簡素化及び電子申請サイトを構築するなどのDX化を図り、各種申請業務の負担軽減に繋げることが必要である。

**(3) 育成就労制度でも中小企業団体中央会による支援を実施する体制とすること。**

外国人技能実習制度は発展的解消となり育成就労制度に移行することとなるが、移行に際して様々な課題が出てくることが想定される。これまで中小企業団体中央会が外国人技能実習制度適正化事業による支援を行ってきたが、新制度でも同様の支援体制になるようにし、新制度の周知や、課題解決に資する補助事業を行うべきである。

また、新制度では、監理支援機関の質の強化を行うため、優秀な監理支援機関にインセンティブを与えるなどの措置を講じることが求められる。また、引き続き、中小企業団体中央会が監理支援機関を指導できるようにし、中小企業団体中央会の人材、監理機能強化に対する支援を行うべきである。

(4) 悪質なブローカー、仲介事業者の排除を行うため、国が取り締まる機関を選定し、厳格な運用を行うこと。

国際労働市場においては求人者と求職者が離れていることから、その職業紹介のコストを受入れ企業等や外国人本人などの関係者が負担していることが多く、そこには監理団体や送出国機関などが介在することで仲介機能が働いている実態がある。このプロセスの中に悪質なブローカーや送出国機関が関与し、外国人本人が不当な費用を負担して多額の借金を負うことになれば、来日後の活動に悪影響を及ぼす可能性もあることから、その対応が重要となる。

については、悪質なブローカーや仲介事業者を排除するため、国が取り締まる機関を新たに選定し、厳格な運用を図る必要がある。

### Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

#### 1. 中小企業金融施策の拡充

##### 重点要望事項

**(1) 事業継続に必要な金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長、借入金の返済負担の軽減を図るなど、切れ目のない支援の継続を実施するとともに、各種支援窓口の充実・強化、手続きの簡素化を図ること。**

新型コロナウイルス感染症の影響による債務の増加に加え、燃料・原材料の価格高騰も重なり、一部の中小企業・小規模事業者の中には収益の増加が見込めず、資金繰り改善の見通しが立たない状況が続いている。特に、飲食・宿泊業等のサービス業等では、多重債務を抱える一方でコロナ対策の特別融資等の元金返済開始が既に始まっており、不安を抱える事業者も多い。

資金繰り安定のためには、コロナ資本性劣後ローンやコロナ経営サポート保証等による資金繰り支援策の継続・延長に加え、各事業者の実情に応じて借換えや、返済条件の緩和等、柔軟な返済負担軽減策が引き続き不可欠である。

また、7月に日本銀行が政策金利を15年7カ月ぶりの水準に引上げを行ったが、金融機関の貸出姿勢の変化や企業の借入金利が過度に上がることにより中小企業・小規模事業者の資金繰りに影響が出ないよう、円滑な資金供給のため、各種支援窓口の充実・強化も重要である。

**(2) 企業のバランスシートの改善を図る資本性劣後ローンの取組みを強化するため、融資条件・債務返済条件の緩和、及び金利適用の考え方等、要件の見直しを行うこと。**

コロナ資本性劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症により財務状況が悪化した中小企業等に対し、長期間元本返済が不要で、金融機関から自己資本とみなされる資金を供給するものであり、企業の財務基盤の強化に有効な支援策である。

一方、現行制度では、期限到来後の一括返済（返済期限5～20年）や、金利面で税引後当期純利益が0円以上の場合には割高な金利が適用されてしまう等、厳しい条件があることから、中小事業者等にとって利用へのハードルが高いものとなっている。特に黒字転換の認定については、税引後当期純利益が黒字であったとしても繰越欠損がある場合や、黒字が少額である場合等、実態に応じた判断が必要である。

**(3) 大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や債務の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。**

震災や台風等、大規模自然災害で被災した事業者の中には、新型コロナウイルス感染症関連の借入により多重債務を抱えている事業者も多く、当初設定した据え置き期間が終了し元金返済が既に始まっている。

そうした事業者に対しては、多重債務の負担軽減という観点から、利子負担の軽減や債務の減免等の支援策を講じるとともに、資金の出し手である商工中金や日本政策金融公庫が支店・出張所における相談窓口等の増設、オンライン申請の拡大等の体制強化や制度融資の継続等を円滑に行えるよう十分な措置を講じることが必要である。

## 個別要望事項

### 1. 中小企業の資金調達の円滑化

#### (1) 各種金融支援策の維持拡充を図ること。

被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、新規事業展開のための設備投資、新たに活力を生み出す創業支援等の資金需要に引き続き万全の措置が求められる。特に最近は資金繰り円滑化の観点から、既存債務の条件変更や借換えニーズに柔軟に対応していくことが必要であり、政策金融・信用保証制度も含めた弾力的な運用が必須である。

また、生産性向上に向けた取組み等も引き続き必要であり、新規事業展開等を図るための設備投資や時代のニーズに合わせたキャッシュレス決済の導入、SDGsやESG投資、DX推進、省エネ、グリーン化、省力化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対してもシステム導入費用の一部助成等、優先的・積極的な金融支援を行っていく必要がある。

#### (2) 信用保証制度の充実、強化を図ること。

##### ① 無担保保証枠（一般枠8千万円、特別枠8千万円）の上限の引上げ等

##### ② 事業者選択型経営者保証非提供制度（保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度）について、適用要件の緩和や上乗せ分の保証料率の一部を国が補助する制度の拡充や時限措置の撤廃等

生産性の向上や新規事業展開を図るための設備投資に加え、SDGsやESG投資、DX推進、省エネ、グリーン化、省力化等、今後の中小企業・小規模事業者の事業回復のプロセスにおいて、多様な局面での資金ニーズが増加している。一方で、既往の保証債務があるため、信用保証制度を利用した機動的な資金調達が困難になっていることから、特に無担保保証枠の拡大について柔軟な対応が必要である。

また、令和6年3月から、事業者選択型経営者保証非提供制度（保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度）が開始されたが、直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと等の要件を満たす必要がある。加えて、令和9年3月末の時限措置として、当初3年間は上乗せされる保証料率の一部を国が補助する措置が講じられているが、制度の利用促進のために、直近の決算期が償却前黒字であれば利用できる等の要件の緩和を図るとともに、保証料の補助率の引上げや時限措置の延長や撤廃等の措置を講じる必要がある。

#### (3) 商工中金の役割・機能強化を図ること。

商工中金は常に中小企業金融を支える重要な役割を果たしてきており、中小企業者にとって必要不可欠な存在である。中小企業組合及び構成員である中小企業者の事業の継続・成長発展のために、リーマンショックや東日本大震災、熊本地震、新型コロナウイルス感染症等、危機時におけるセーフティネット機能を発揮するとともに、リスク評価が困難な分野への呼び水効果で民間金融機関との協調融資を実現するなど、中小企業者の成長への資金供給等においても重要な役割を果たしてきた。

今後も、中小企業者を取り巻く経営環境は依然厳しく、商工中金の果たす役割が一層重要になってきている。政府保有株式の売却により、民間株主で構成される金融機関となるが、商工中金の利用者であり株主でもある中小企業組合等の意見が十分に反映され、引き続き地域経済を担う中小企業組合や中小企業者を支援するために、金融機関としての機能を維持・強化していくことが必要である。

#### (4) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化を図ること。

日本政策金融公庫は、中小企業金融に関わる公的金融機関として、政策金融に係る資金提供の円滑化を図るための貸付制度の規模・対象業種の拡充・金利優遇措置を講じるとともに、引き続き災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常事態時にセーフティネット面で重要な役割を果たせるよう、その機能を維持・強化する必要がある。

また、日本政策金融公庫が行う創業時の計画立案・金融支援等、一連のスタートアップ・創業支援は、開業率増加の観点からもその機能を継続・強化する必要がある。

#### (5) 信用組合の地域金融機能を堅持すること。

信用組合は、相互扶助の精神の下、地域の中小零細事業者を支える地域密着型の金融機関として重要な役割を担っている。そのため、一律に規模の拡大を求めるものではなく、独自性を追求する信用組合についても十分な支援を行い、地域中小企業の要請に積極的かつ持続的に応えられるよう、信用供与の円滑化、経営体質の強化について、引き続き全面的に支援する必要がある。

#### (6) 高度化融資制度の要件緩和・活用拡大を図ること。

- ① 「経営者保証に関するガイドライン」に沿った貸付の推進
- ② 既存融資の返済猶予・償還の減免措置等
- ③ 全都道府県での対応・独自貸付の創設
- ④ 審査期間の短縮化

「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、組合役員の連帯保証の見直し等、個人保証に依存しない貸付を引き続き推進する必要がある。特に組合共同施設に対する貸付については、組合役員の連帯保証よりも商工中金の債務保証制度や物的担保を優先するべきである。また、高度化融資は借入期間が超長期となるため、その間に相続が発生し、相続人が事業を承継しない場合には、相続人への債務の返済は免除できるよう柔軟に対応することが必要である。なお、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、中小企業基盤整備機構は、令和3年2月に、高度化融資の都道府県向けガイドラインの改正を行い、高度化事業の貸付制度において債権保全手段を取る必要がある場合には、貸付対象物件のみ又は担保に代えて商工中金等の金融機関保証による保全等、原則として個人・法人保証に依存しない債権保全手段とする方針を定めている。しかしながら、この対応については各都道府県での条例改正が必要であり、未だに14府県が条例改正をしていない等、都道府県ごとに対応に差が生じている。依然貸付規則制度が改正されていない各府県においては、本ガイドラインの内容を早期に実現させる必要がある。

長期間に及んだ新型コロナウイルス感染症や多発する自然災害の影響を受けている事業者や、エネルギー・原材料価格の高騰の影響を受けている事業者、価格転嫁が進まず資金繰りに支障を来すおそれのある中小企業・小規模事業者等に対しては、引き続き償還猶予の特例の継続や据え置き期間の延長等、経営安定に向けたより一層の柔軟な対応が必要である。特に、倒産・廃業により脱退した組合員の債務を肩代わりした組合等において、高度化資金借入の返済が困難となっているケースや、最終償還期限を目前に控えながらコロナ禍により売上が激減し、償還財源の確保が困難になっているケース等があり、そうした事業者に対しては返済猶予、期限延長（15年もしくは20年）、据え置き期間の見直し等、柔軟に対応することが必要である。

また、組合員の私的整理のケースでは、債務者の組合と債権者である都道府県との間で、債権カット、利息減免等の調整が困難となり、損失処理が先送りとなってしまうケースがある。中小企業活性

化協議会等の公的機関の活用を前提とした、私的整理の円滑な進行に向けた制度設計も今後必要である。

中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度が、これまで中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割は極めて大きい。高度化事業は、団地・商店街等を取り巻く環境が大きく変化し、耐震、省エネ、感染症対策等のためのリニューアルニーズも強いことから、迅速かつ柔軟に多くの組合が積極的に活用できるよう、貸付要件の緩和、審査期間の短縮、既往融資の条件変更や借換対応の柔軟化を含めた制度の再構築を講じる必要がある。

一方で、高度化融資制度は国の制度でありながら、各都道府県の財政状況の悪化やマンパワー不足等により予算措置を講じることができない都道府県が見受けられる等、対応できない都道府県があることから、高度化融資制度が全都道府県で利用できるよう、制度の見直しを講じる必要がある。

また、都道府県の負担を伴わない中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことができる新たな制度の創設が必要であるとともに、財政状況が悪化している都道府県に対しては、中小企業基盤整備機構がその財源を都道府県に融資する制度の創設も必要である。

さらに、都道府県の対応（予算確保、審査、議会対応等）に長期間を要し、団地組合の迅速な意思決定（特に組合員のリニューアル事業等）に対応できていないことから、中小企業基盤整備機構は、国及び都道府県と協議の上、卸商業団地等がリニューアル、再整備（建替え）等を行ううえで迅速に対応できるよう、高度化融資制度の見直しを要望する。

#### **(7) 中小企業倒産防止共済（通称：経営セーフティ共済）の貸付制度の見直しを図ること。**

中小企業基盤整備機構の経営セーフティ共済は、共済金の借入を受けた際、借入額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する仕組みとなっていることから、条件を見直し加入者の負担軽減を行う必要がある。

加えて、取引先の倒産による連鎖倒産や経営難を防止するための制度であることから、貸付実行手続きをできるだけ迅速に行うとともに、共済加入後6カ月未満の貸付制限を撤廃し、共済金の上限額（現行8,000万円）の引上げや共済に加入して間もない事業者であっても本制度を利用可能にする等、セーフティ機能の一層の発揮に努めるべきである。

#### **(8) マイナス金利政策解除による資金繰りへの影響に対する支援策の拡充・強化を図ること。**

マイナス金利政策の解除を受けて、中小企業・小規模事業者が融資を受ける際の金利の負担増により設備投資更新に対する抑制が懸念されている。また、賃上げや物価高によるコスト増に加えて金利負担が増えると、中小企業・小規模事業者の倒産や廃業に拍車がかかることも懸念されることから、急激な金利上昇が生じた場合、利子の補給や優遇措置など、各種金融支援策の拡充・強化が必要である。

## **2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施**

### **(1)「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底と個人保証に依存しない融資慣行を普及させること。**

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の「個人保証」という大きな負担を軽減し、創業や早期の事業再生、思い切った事業展開や円滑な事業承継の実現等により、産業活性化を図るために制定され、周知もされてきているが、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は、令和5年度において政府系金融機関は約6割、民間金融機関は約5割弱と実績面がまだ不十分である。

このような現状において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、国は令和4

年12月に「経営者保証プログラム」を策定した。プログラムの主な内容は、①経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進、②民間金融機関による融資における保証徴求手続きの厳格化、③信用保証付融資において経営者保証の提供を選択できる環境の整備等であり、令和5年3月からは、一定の要件を満たす創業予定者や創業5年未満の法人を対象とした経営者保証を不要とする保証制度が開始された。また、本年3月には保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度等が創設され、その取扱いが開始されている。深刻化する人手不足、原材料・エネルギー価格の高騰等による収益の悪化で事業継続に不安を抱える中小企業・小規模事業者の経営者保証による負担を軽減し、積極的な事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継等を促進するためにも、国は「経営者保証ガイドライン」の活用を推進するとともに、「経営者保証プログラム」を着実に実行する必要がある。

**(2) 事業再構築等を行う中小企業が円滑に資金調達を行えるよう、民間金融機関による事業性評価融資の拡充など、制度の充実を図ること。**

DXやGX等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形固定資産を持たないスタートアップを含めた中小企業等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、企業の成長のための資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できる環境整備が必要である。

経営者保証を不要とする融資制度が始まり、思い切った事業展開を行うことが可能となりつつある。しかしながら、企業の事業内容や保有するノウハウを評価して融資を行う事業性評価融資については、制度はあるものの一部の民間金融機関での実施に留まっている。スタートアップを含めた中小企業が自社で保有するノウハウや無形資産が評価され、成長資金が調達できる制度の拡充を民間金融機関へ働きかけるとともに、民間金融機関が主体となって投資型クラウドファンディングを組成し資金調達の多様性を確保できる等の制度の構築が必要である。

**(3) 約束手形の利用廃止や小切手全面電子化、企業の技術力やキャッシュフローの成長性を担保とする「企業価値担保権」創設に向けた必要な措置を講じること。**

令和3年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、自主行動計画に基づき、「5年後(2026年)の約束手形の利用廃止」と「小切手の全面的な電子化を図る」とされている。

IT等のシステム環境が未整備である中小企業・小規模事業者にとって、紙の手形の利用廃止及び電子化への円滑な移行ができるよう、必要な情報提供や普及啓発などの周知を徹底するとともに、電子化に向けたシステム構築に係る各種支援や資金繰り支援等、必要な措置を講じることが必要である。約束手形の利用廃止や小切手全面電子化は、産業界及び金融界双方の事務負担・コストやリスク軽減に寄与することに加え、下請代金の支払サイトの短縮化も期待されることから、でんさいネットにおける各種施策の活用や、使いやすいファクタリングサービスの提供に対する中小企業・小規模事業者向けの新規導入ITサポート等についても必要な措置を講じる必要がある。

また令和6年6月、独自技術やブランドを含む企業の価値全体を担保とした融資を後押しするための「事業性融資推進等に関する法律」が成立し、不動産がない企業でも、事業の将来性や顧客基盤など目に見えない価値を担保に融資を受ける「企業価値担保権」が活用でき、新制度は令和8年度にも始める予定となっているが、その運用に当たっては、社会課題解決に資するスタートアップ等が成長資金を調達できるよう、借り手にとって使いやすいよう必要な措置を講じることが必要である。

**(4) 中小企業・小規模事業者を取り巻く情勢が複雑化する中で、支援機関が連携して課題解決に対する支援を行うこと。**

中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点の3機関の連携強化においては、返済負担や事業再構築・廃業等様々な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対してシームレスな橋渡し・共同支援が実効されるよう「3機関連携（橋渡し）に係るチェックリスト」など具体的な支援ツールの広報を強化するとともに3機関による連携支援データを共有・活用できるよう予算措置を講じ、3機関の連携支援がデータに基づく支援となるように推進する必要がある。

## 2. 中小企業・組合税制の拡充

### 重点要望事項

**(1) 中小法人の法人税率の軽減措置について、税率の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行い、その措置を恒久化すること。併せて、中小企業組合の法人税の軽減税率についても、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえでその措置を恒久化するとともに、企業組合、協業組合も措置の対象とすること。**

中小法人の法人税率は、年800万円以下の所得金額について、本則において23.2%から19%に軽減されているところ、租税特別措置法の規定によってさらに15%にまで軽減されており、令和7年3月末にその適用期限を迎える。多くの中小企業・小規模事業者は、昨今の物価高騰や人件費上昇等により収益確保に苦慮している状況下であり、国際競争力を高め、国内投資や雇用を創出するためには、軽減税率の更なる引下げと適用所得金額を撤廃し、同措置を恒久化して、経営基盤を強化し続けることが必要である。

併せて、中小企業組合の組合員企業の課題解決や地域貢献等に向けた活動を支援するため、年800万円超の所得について19%、年800万円以下の所得について15%となっている協同組合の軽減税率をさらに引き下げ、適用所得金額を撤廃し、その措置を恒久化して、経営基盤を強化し続けることが必要である。

また、株式会社と同様の税率が適用されている企業組合、協業組合は、事業協同組合と同様の軽減税率を適用するべきである。企業組合と同様の生産組合に類する農事組合法人、漁業生産組合及び生産森林組合は、法人税法上は「協同組合等」として取り扱われており、公平性を欠いていることから、早急に取扱いを平等にする必要がある。

**(2) 中小企業の設備投資を支援する税制の延長・拡充を行うこと。**

中小企業の設備投資を支援する税制である以下の措置については、生産性向上のために重要であることから延長・拡充が必要である。

#### ① 中小企業経営強化税制の適用期限の延長

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる同措置について、経営力向上を図る中小企業の設備投資を促進するため、適用期限の延長・拡充が必要である。

#### ② 固定資産税の軽減措置の適用期限の延長

中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づく設備投資について、市町村の判断により、償却資産等に係る固定資産税を3年間1/2とする軽減措置（賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は4年間1/3）について、中小企業の生産性向上に向けた取組を促進する観点から、適用期限の延長・拡充が必要である。

#### ③ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長

一定の機械装置等の対象設備を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却（資本金3,000万円以下の法人と個人事業主は7%の税額控除との選択）が適用される同措置について、中小企業の生産性を高める設備投資を促進するため、適用期限を延長・拡充が必要である。

**(3) 消費税のインボイス制度について、導入に伴う各種特例措置について延長や恒久化するとともに、簡易課税制度の拡充、消費税と所得税の確定申告期限の統一、法人税と消費税の確定申告期限の延長などの負担軽減に資する十分な支援策を講じ、実態に応じて柔軟な運用とすること。併せて、事業協同組合の共同事業に係る特例を設けること。また、実質的に二重の負担をもたらすことになる個別消費税（ガソリン税、酒税、たばこ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。**

中小零細事業者及び中小零細事業者を構成員とする事業協同組合等の多くは、エネルギー、原材料価格の高騰分を十分に転嫁できていない事業者も多く、インボイス制度導入と電子帳簿保存法改正により、事務処理や会計システムの改修、変更でより一層のコスト負担が必要となり、このままでは廃業、倒産する企業や組合の解散が増えることが懸念される。こうした状況や実態を十分に踏まえ、小規模事業者の事務負担軽減に有効である税額控除に関する経過措置（2割特例）の恒久化、免税事業者が市場取引から排除されることを防ぐため免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の延長、負担感の大きい一定規模以下の事業者の1万円未満の課税仕入れについて帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となる少額特例の恒久化、簡易課税制度の課税売上高の上限額については現在の5千万円からの引上げやみなし仕入率の引上げ、消費税納税者数及び申告事務の大幅な増加に対応するため確定申告期限について消費税が3月31日まで、所得税が3月15日までと異なっている期限の統一、課税期間終了後2月以内を原則とし決算が確定できない期間を申告期限としている法人税及び消費税の確定申告期限を3月以内へ延長するなど負担軽減のための十分な支援策を講じるとともに、実態に応じた柔軟な運用が必要である。

併せて、農林水産物に限らず、事業協同組合が免税事業者から仕入れたものを共同販売する場合に、JA等と同様、事業協同組合が発行するインボイスによって仕入税額控除できるようにするなど、事業協同組合の共同事業に係る特例を創設することが必要である。

また、消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、その他にガソリン税などの間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすことになるため、解消する必要がある。

**(4) 事業承継を円滑に行うための支援制度をさらに充実させるとともに、事業承継税制の特例承継計画提出期限の延長、相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長、後継者の要件の見直し、手続きの簡素化、個人版事業承継税制の特定事業用資産の範囲の拡大などの措置を講じ、特例措置終了後は一般措置について対象株式制限の撤廃や納税猶予割合の引上げ等を行い、特例措置並みの内容に拡充すること。併せて、中小企業組合及び組合員企業に対する事業承継支援措置を拡充すること。**

コロナ禍を乗り越え、事業承継を検討する事業者が増加傾向にある中、中小企業の円滑な世代交代を後押しし、事業承継が円滑に行われるよう支援制度をさらに充実させることが必要であり、事業承継税制の令和8年3月末までの特例承継計画提出期限の延長、令和9年12月末までの相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長、対象者を大きく制限することとなる後継者の3年間の役員就任要件については「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太方針2024)及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」で検討するとされた内容の確実な見直し及び3年間の従事要件の見直し、事業承継税制を活用するための手続きの簡素化、認定後の年次報告書と継続届出書等の提出の簡素化

や、個人版事業承継税制の特定事業用資産に事業上の現預金・棚卸資産などの流動資産を含めるといった対象範囲の拡大などの措置が必要である。

また、特例措置終了後は、中小企業・小規模事業者の有する優れた経営資源を失わず、次世代につなぐ環境を継続するため、一般措置について対象株式制限の撤廃や納税猶予割合の引上げ等を行い、特例措置並みの内容に拡充する必要がある。

併せて、中小企業組合を活用した組合員企業の事業承継支援の予算措置を講じるとともに、企業組合・協業組合の持分の承継・譲渡においても、贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度の対象とするなど、事業承継税制の見直しを行う必要がある。

## 個別要望事項

### 1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

#### (1) 中小企業防災・減災投資促進税制の適用期限を延長すること。

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の18%（令和7年4月1日以降に取得等する場合は16%）の特別償却が適用される同措置について、中小企業の防災・減災対策を推進するため、適用期限を延長する必要がある。

#### (2) 地域未来投資促進税制の適用期限を延長すること。

地域の強みを活かした地域活性化に貢献する先進的な事業について、工場・店舗や機械等を導入した場合に、一定の特別償却又は税額控除が適用される同措置について、地域経済を牽引する事業者の活動を支援するため、適用期限を延長する必要がある。

#### (3) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の適用期限を延長すること。

産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画に基づき、ソフトウェア等を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却または3%もしくは5%の税額控除が選択適用できる同措置について、デジタルを活用した事業変革の更なる促進を図るため、適用期限を延長するとともに、海外売上高要件の緩和などが必要である。

#### (4) 少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置を恒久化するとともに、限度額を大幅に引き上げること。

中小事業者の負担軽減や事業効率の向上を図るため、中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる制度について、令和6年度税制改正で適用期限が延長されたが、継続的な経営改善の設備投資やデジタル化対応の支援が必要であることから、これを恒久化し、適用限度額を大幅に引き上げる必要がある。

#### (5) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化・拡充すること。旧暫定税率の維持を取りやめ、本則税率を厳格に適用すること。

燃料コストは、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を与えている。生産・製造工程などで動力源として使用される軽油に係る軽油引取税の免税措置は令和6年度税制改正で適用期限が延長されたが、これを恒久化すること。また、課税免除の効果を地域経済や事業の活性化に波及させる観点から、対象となる設備機器や業種を拡充すること。併せて、上乘せされた旧暫定税率は廃止決定済みであるところ、いまなお維持されていることから、これを取りやめ、本則税率を厳格に適用すること

が必要である。

- (6) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。個人事業主の純損失の繰越控除期間について延長すること。

中小企業の投資意欲を抑制し、経営の安定性を損なうことから、欠損金の繰越控除の利用を制限すべきではない。また、個人事業主の事業継続のために、原則3年（特定非常災害の指定を受けた災害より生じた純損失の場合は5年）となっている純損失の繰越控除期間について延長する必要がある。

- (7) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。

外形標準課税は、従業員給与に課税する仕組みとなるため、賃金を増加させた企業に対し課税を強化することになる。このことは、現在、政府が総力を挙げて取り組んでいる賃金引上げに逆行するうえ、赤字法人に対して新たな負担を強いることは、当該法人の事業継続に甚大な影響を与え、地域経済の活性化に逆行することとなる。法人事業税における外形標準課税の中小企業への適用拡大には、断固として反対である。

- (8) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。

減価償却制度の「定額法」への統一化は、前向きな設備投資意欲を大幅に削ぐだけでなく、資金繰りにも影響を与えることから、「定率法」を廃止することは反対である。

また、法定耐用年数の大幅な短縮や制度の簡素化により中小法人の負担を軽減し、新たな設備投資とそれに伴う新たな事業活動の促進を図り、中小法人の経営基盤を強化することが必要である。

- (9) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。

留保金課税の適用拡大は、自己資本の充実を抑制し、投資資金の確保や資金繰りに大きな影響を及ぼすことから、中小企業・小規模事業者に適用すべきではない。

- (10) 青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。

働き方の多様化を踏まえた公平な税制を構築するため、個人事業主の勤労性所得控除を認める税制上の仕組みを創設する必要がある。

- (11) 償却資産に係る固定資産税を廃止し、事業所税を廃止すること。

中小企業の前向きな設備投資を阻害することから、償却資産に係る固定資産税を廃止する必要がある。また、事業所税は廃止する必要がある。

- (12) 印紙税を早急に廃止すること。

印紙税については、電子化の有無で課税に不公平感が生じている。経済取引のペーパーレス化が進展している中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は、合理性や公平性の観点から早急に廃止する必要がある。

- (13) ガソリン税の特例税率を廃止すること。

平成21年度税制改正により、道路特定財源制度は廃止され、軽油引取税、揮発油税の一般財源化により、同税の課税根拠は失われたことから、各特例税率は廃止する必要がある。

- (14) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。

車体課税については、自動車税と自動車重量税との二重課税の解消など自動車関係税を抜本的に見直し、事業者の負担軽減とユーザーの自動車離れの解消を図る必要がある。

- (15) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。

会社計算規則や中小法人の会計諸規定において引当金の計上が求められている退職給付引当金、賞与引当金等については負債性が認められる必要経費であり、適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化にも有効である。そのため、法人税法上も損金算入を認める必要がある。

**(16) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。**

役員給与は職務執行の対価であることから、不相当なものを明示したうえで、原則として損金の額に算入する必要がある。

**(17) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を現行の5年から3年に短縮すること。**

自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）を早期に償却できるよう、償却年数を現行の5年から3年に短縮する必要がある。

**(18) 地球温暖化対策税の負担軽減措置を講じること。**

地球温暖化対策税が中小企業者の過度の負担増とならないよう、軽減措置を講じる必要がある。

**(19) 補助金や助成金等は益金不算入とすること。**

利益返納制度を有する各種政策的補助金や、障害者雇用納付金制度に基づく助成金や障害者雇用調整金等については、益金不算入とする必要がある。

**(20) 倉庫用建物等の法定耐用年数を短縮すること。**

物流の中核を担う倉庫業者の経営の健全化及び経営基盤の強化のみならず、物流サービスの高度化に対応するため、倉庫施設の機能強化がより重要となっている。古い倉庫施設の建て替えや改修を促進するため、減価償却制度の見直しによって早期に投下資本の回収につなげる必要がある。

**(21) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免や繰越欠損金の期間の延長など、創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。**

創業期は事業者にとって資金繰り等が厳しいことから、創業後5年間の法人税や社会保険料の減免、繰越欠損金の期間の延長などの負担軽減措置を講じることで、創業を促進する必要がある。

**(22) 中小企業の交際費課税の特例措置を恒久化すること。**

中小企業の事業活動に不可欠な交際費課税の特例措置(800万円まで全額損金算入可能)について、令和6年度税制改正で適用期限が延長されたが、恒久化が求められる。

**(23) カーボンニュートラル投資促進税制を恒久化すること。**

カーボンニュートラルは長期的に取り組むべき大きな課題であるが、中小企業にとっては費用負担が大きい。政府は、2050年のカーボンニュートラル、2030年の排出削減目標を掲げており、生産工程の脱炭素化に資する設備投資につき特別償却または税額控除が適用される措置について、令和6年度税制改正で税制措置拡大、適用期限が延長されたが、高額かつ長期的な費用が必要となることから、これを恒久化することが求められる。

**(24) 貸倒れに係る無税償却・引当基準を見直すこと。**

地域金融機関が中小企業・小規模事業者を支援するに当たって、引当・償却を適切に行うことは、金融機関の財務諸表の健全性を保つうえで非常に重要な役割を担っている。現状、税制上の貸倒れに係る無税償却・引当の範囲は極めて限定的であり、企業会計と税務上の取扱いに大きな差異が生じている。法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行50%)を引き上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大する必要がある。

**(25) デジタル分野や生産性向上等に資する従業員教育を促進するための税制措置を創設すること。**

今後、労働人口が減少していく中で、DXの重要性は高まっており、「人への投資」を促進するた

め、中小企業が自社の従業員等に対して行うデジタル分野や生産性向上等に資する研修・教育訓練に対して、税制上の優遇措置を創設することが必要である。

## 2. 中小企業の人手不足対応の強化

### (1) 中小企業向け賃上げ促進税制の更なる拡充措置等を講じること。

積極的な賃上げや雇用増に取り組む中小企業を支援する観点から、令和6年度税制改正で賃上げ促進税制における賃上げ要件の拡大や上乘せ措置、繰越控除制度の創設等を講じられたところであるが、中小企業は深刻化する人手不足で、原資が不足するにもかかわらず、賃金を引き上げざるを得ない状況にあるため、更なる拡充や延長等の措置を講じる必要がある。

### (2) 中小企業の人材不足を深刻化させる所得税制の見直しを行うこと。

いわゆる「年収の壁」が労働時間の短縮化（労働時間の調整）として中小企業の人手不足に拍車をかけている。深刻な人手不足を打開するためにも、上昇する最低賃金・物価高に応じて、所得税制における各種控除が就労調整の起因とならないよう基礎控除額や給与所得控除額の引上げ、あるいは扶養控除に関する特別控除制度の創設等が必要である。

### (3) 人材定着に有効な退職所得の優遇措置を維持すること。

中小企業にとっては長期に勤めてもらうインセンティブや永年勤務した従業員への功労的な意味合いで退職金を支出していることから、従業員が実際に受け取る退職金が減少しないように、現行の退職所得の控除額を決定する算式を維持し、退職所得の優遇措置を維持するべきである。

## 3. 組合関係税制の強化

### (1) 火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入を認める特例措置の適用期間を延長すること。

異常災害損失の補てんに充てるために積み立てる異常危険準備金は、健全な共済制度の維持・運営に不可欠であるため、火災等共済組合等においては損金算入を認める特例措置の適用期間を延長する必要がある。

### (2) 公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税措置を図ること。

商店街のアーケードや緑地帯のある共同施設など、公共・公益性の高い施設については、固定資産税の減免などの減税措置を行うことで、その設置を支援する必要がある。

### (3) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。

これまで中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や地域経済の活性化を図る役割を果たしてきた団地組合の役割・機能を維持するため、組合員の倒産等に伴う団地内の不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税を減免する必要がある。

### (4) 企業組合において設立後5年程度法人税等を免除するなどの税制措置を講じること。

成長分野や地域において活躍する若者、女性等の複数人による創業を促進するために、企業組合に対して設立後5年程度法人税等を免除する税制措置を講じる必要がある。

### (5) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄附金控除対象とすること。

被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金は、中小企業組合の事業活動に必要な寄附金として、中小企業・小規模事業者が相互扶助の精神に則り、自助努力により再建を果たす取組みであ

ることから、寄附金控除対象とする必要がある。

**(6) 共有施設の維持管理を目的とする賦課金収入は益金不算入とすること。**

地域インフラとして機能している中小企業組合の共有施設について、老朽化や管理のためのコスト上昇により、施設の維持が難しくなっている。例えば、商店街振興組合においては、飲食店の倒産廃業が増加しており、アーケード等の共有施設の維持管理費用の確保が困難となってきている。組合の共有施設の維持管理を目的とする賦課金収入を益金不算入とするなど特段の措置を講じる必要がある。

**(7) 「特定地域づくり事業協同組合制度」において、立上げ期の財産基礎支援措置に係る税負担の軽減、税制上の特例措置を図ること。**

人口の急減に直面している地域における働く場の確保と人材確保のために「特定地域づくり事業協同組合制度」は有効であるが、労働者派遣事業を行うための基準資産額を満たすために、市町村から財産基礎支援を受けた場合に法人税が課されることで支援効果が薄れてしまう。当制度はより公益性の高い組織制度であることから、制度趣旨を踏まえた税制上の特例や優遇措置など、より柔軟な制度運用を可能とすることが求められる。

#### **4. 納税環境整備等**

**(1) 中小企業の電子帳簿・電子申告の促進のための支援措置を講じること。**

中小企業の電子帳簿保存・電子申告への取組みを促進するために、機器・ソフトウェア等の導入費用や、専門家によるアドバイス等の費用を支援する措置を講じる必要がある。

**(2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金 1 億円以下から 3 億円以下へと拡大すること。**

中小企業支援策の効果を上げ、特に、地域経済を支える中堅企業の成長を後押しするために、法人税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、資本金額等による明確な基準を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法と同様の資本金 3 億円以下とするなど中小企業政策と整合性を持たせる必要がある。

### 3. 中小製造業等の持続的発展の推進

#### 重点要望事項

**(1) 「ものづくり補助金」について、継続、拡充、要件の緩和、特別枠の追加措置等を講じるとともに、申請手続きの簡素化等に加え、フォローアップ支援事業の復活・拡充を図ること。**

いわゆる「ものづくり補助金」は、業種を問わず利用できることや、小規模事業者への優遇措置など、中小企業・小規模事業者にとって、生産性向上に繋がる設備投資等への後押しとなっている。依然として事業者のニーズが高いことから、引き続き制度の継続を図ることとともに、事業実施期間が確保され、切れ目のない支援ができるよう、本事業が複数年度にわたり安定的に実施されることが必要である。

現在、基本要件として、賃上げ、給与支給総額の増加は必須条件となっているが、賃上げや給与支給は企業の売上と利益確保によるため、将来要件違反となるリスク回避のため事業チャレンジを見合わせる中小企業は少なからず存在している。事業実施中の急な退職や定年に伴う賃金引下げ等があった場合、給与支給総額が減額となるため伸び率に及ぼす影響が大きいという問題が発生している。新しいビジネスチャンスを伸ばすためには、ものづくり補助金の必須条件としての賃上げ、給与支給総額の増加を廃止し、計画性を重視した制度設計を構築する必要がある。

また、中小企業にとってメリットが享受できるように、補助率のアップ（1/2から2/3）、従業員数による補助金上限額の撤廃、収益を得たと認められる場合でも賃上げを行った場合には収益納付基準を解除する等、要件の緩和や支援の拡充が必要である。

申請にあたっては、申請書類の作成は容易ではなく、申請書類作成能力に長けた従業員を有する中堅規模の事業者や、有償で専門家に作成を依頼する事業者が採択される状況にある。このため、作成が困難で、申請に躊躇していた小規模事業者からは、自ら作成可能な小規模事業者向けの簡易版申請書を求める声が多い。加えて、カーボンニュートラル達成に向けて、カーボンニュートラル等の環境対策に取り組むことを重点分野に加える等、新たな事業テーマを拡充した枠の追加措置を講じる必要がある。

また、平成 29 年度から始まった「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金」における地域事務局による補助事業者へのフォローアップ支援事業（成果等の取り纏め）は令和 3 年度をもって終了となったが、継続的な事後支援は補助事業の事業化を促進する観点からも非常に重要であり、採択企業の販路開拓や販売促進、対象年度の拡充等、フォローアップ支援事業については、中央会に一元化をする等、再度の予算措置が必要である。

**(2) 「中小企業省力化投資補助事業」について、要件の拡充及び事業者への対応が迅速にできる体制を強化すること。**

中小企業・小規模事業者が持続的に成長するためには、継続的な課題である人手不足への対応が必要である。「中小企業省力化投資補助事業」は課題解決のために有効な措置を期待されているが、そのためには、カタログのラインアップを充実させるとともに、補助率のアップ（1/2→2/3）、従業員数による補助金額上限の撤廃（一律 1,000 万円）等、要件の拡充が必要である。

**(3) サプライチェーンの強靱化並びに、優越的地位の濫用による不公正な取引防止のため下請法の制度改正及び厳正かつ迅速な運用を図ること。**

- ① **取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、支払手形サイトの長期化や買いたたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請法等の強化・及び違反行為に対して厳正かつ迅速な対処**
- ② **パートナーシップ構築宣言の取組みの強化**
- ③ **サプライチェーンの強化のための支援策の構築**
- ④ **適切な価格転嫁、転嫁率の向上のための取組みの強化**

原材料やエネルギー価格のコストが上昇する中、多くの中小企業においては、価格転嫁が十分に進まない状況にある。人材確保難がますます深刻化する中、収益が確保できない状況で「防衛的賃上げ」に踏み切る企業が多くを占め、賃金引上げ率は大手企業との格差が広がっている。こうした状況において、中小企業が事業継続するための収益と人材を確保するには、価格転嫁に結び付く取引の適正化が必要不可欠である。そこで、中小企業が価格転嫁をできる環境を整えるため、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処するとともに、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などの実効性を強める施策の拡充・推進が必要である。

下請中小企業においては、エネルギーコストや原材料費の高騰、人手不足や最低賃金の引上げ等に伴う労務費上昇が収益構造の悪化要因となっている。公正取引委員会及び中小企業庁では、中小企業の取引適正化の重点課題として「支払条件の改善」と「買いたたきの運用基準の見直し」を位置づけている。「支払条件の改善」については、下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、約束手形、電子記録債権、一括決済方式による下請代金支払のサイトの短縮を進め、本年11月以降は、サイトが60日を超える手形等による支払いは、行政指導の対象とされている。また、「買いたたきの運用基準の見直し」については、労務費や原材料等の著しい上昇を勘案した上での「通常支払われる対価」に比し、著しく低い下請け代金の額を定めることを「買いたたき」に該当するとしており、単なる価格据え置きでも原材料やエネルギーコスト、労務費の上昇率などの経済の実態は反映されていない場合、「買いたたき」に該当するものと運用基準を見直している。今回の下請法振興基準の改定については、内容の周知徹底・指導強化を図るとともに、振興基準の見直しを早期に実現すべきであり、パートナーシップ構築宣言の取組み等をさらに強化する必要がある。

サプライチェーンの強靱化の実現のためには、それぞれの経営力強化が必要不可欠であり、そのためにもサプライチェーン全体での適切な価格転嫁が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によりサプライチェーンが混乱した結果、多くの産業において半製品の状態で出荷が滞り、生産高の減少とともに半製品保管場所の確保の問題が発生等の課題が発生した。リードタイムが短縮化している中で、下請中小企業においては、発注者より提示される生産計画（内示）をベースに見込みで材料を仕入れる必要があり、生産計画の変更は下請中小企業に大量の在庫を抱えさせ、資金繰り悪化に陥る要因となっている。下請中小企業が今後も原材料・部素材・製品等を安定して需要・供給するためには、サプライチェーンの強靱化・再構築を図る必要がある、そのための対策を強化するとともに、デジタル化やAI等の活用を促進するための支援策など、サプライチェーン全体での取引適正化のための仕組みを構築していく必要がある。

賃上げ原資の確保に向けては、価格転嫁の促進が重要である。現在、価格交渉が可能な取引環境が醸成されつつあるものの、コスト増加分を十分に転嫁できておらず、転嫁率向上のための取組強化が課題となっている。また、価格転嫁にあたっては、大企業対中小企業という取引だけではなく、中小企業対中小企業における取引にも浸透していくことが重要であることから、下請法の適用基準については、現在の親事業者と下請事業者の取引状況に加え、必要な範囲の取引を適用対象として捉えることが重要である。

## 個別要望事項

### 1. 中小製造業への支援拡充

(1) 今後のDX化に向けてデジタル化やIoTをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を拡充・強化すること。

近年、デジタル化や人工知能(AI)、IoTをはじめとする先端技術の利活用が急速に進展し、大手製造業を始め様々な業種で導入されている。こうした環境の中で、中小企業・小規模事業者もデジタル技術を効果的に活用し自社のビジネスを変革し競争力を高めていくといった、DXへの取組みが不可欠となっており、同時に、ITリテラシーの高い人材の育成や新たな事業に取り組むための投資と再教育が必須となっているが、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進展する中で、人手不足や販路拡大、働き方改革などの慢性的な経営課題を抱えており、人材、情報、資金など経営資源に限りがあるため、新しいIT技術を積極的に導入することは難しい状況にある。

そのため、今後の更なるDX化に向けて、IT導入補助金等を継続・拡充し、IT技術の導入・活用促進、専門的なITスキル人材を確保・育成するための情報機器導入に係る補助、IT人材の育成等を引き続き強化することが必要である。

(2) ものづくり大国日本の再生に向けた人材確保・定着対策を強化すること。

従業員の高齢化や若年者の確保難による人手不足は、建設業や製造業、運輸業をはじめ幅広い業種に及んでおり、業界の存続に関わる大きな経営課題となっている。しかし、原材料高騰等による経営悪化の中、中小企業・小規模事業者にとっては賃上げや労働環境改善の余裕がない事業者が多い。

こうした実態を踏まえ、求人事業や人材定着などに関する助成拡充、行政による合同セミナーの開催や有料での人材紹介に対する補助金、福利厚生への拡充に対する補助金、技術・技能の伝承への講習会等の開催と教育費用の補助など、就労支援対策の拡充が必要である。

特に、ものづくり企業にとっては、若い人材が確保できない状況が常態化しており、ものづくり技術の継承ができず、技術力の低下が懸念されている。また、技術・技能者の不足により、受注できないケースもあり、事業の継続にも支障を来すことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、ものづくり大国日本の再生に向けて、公共職業訓練の拡充や技術・技能者の資格取得・教育訓練に対する助成等の支援を拡充強化する必要がある。

(3) ものづくり基盤を支える地場産業や伝統工芸品産業の存続・発展のための抜本的な対策を講じること。

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。伝統的工芸品産業においては、安価な海外製品の流入や生活様式の変化などにより販売量が減少し、後継者不足がさらに深刻化している。伝統的工芸品産業は産業規模として大きくはないものの、その地域の文化に大きな役割を担っている。

しかし、厳しい経営環境のため、弟子を雇えない作家や職人が多く、若い作家の育成ができていない状況にある。

ものづくり基盤を支える地場産業や伝統工芸品を守り、地域文化の存続・発展を図るため抜本的な対策を講じるとともに、業界の活性化と産業の振興を進める各産地の協同組合等への支援も合わせて行う必要がある。

#### (4) 食品表示制度や精米時期表示の見直しを行うこと。

食品表示制度について、中小企業において表示制度の変更は包材の更新等負担等が生じている。コーデックス規格と国内基準の整合性向上を図る上では、我が国の関連事業者が不利益を被らないよう留意する必要がある。これまでの表示基準の制定経緯を踏まえ、消費者の混乱や中小事業者が不利益を生じさせないように、表示基準は安定的に運用するとともに、コーデックス規格との整合性向上を図るうえでは、輸入品のみの利益とならないよう、我が国基準をコーデックス規格に反映させる必要がある。

また、精米時期表示は、現在「年月日表示」と「旬別表示」のダブルスタンダードとなっており、同一商品であっても納入先によって表示を変更しなくてはならず、商品生産ラインの確保が必要な状況となっている。誤納品を防ぐため等の人員の確保が必要となり、物流の簡素化、働き方改革の観点からも余裕をもった納品が出来るようにするため、精米時期表示の統一を行う必要である。

## 2. 中小企業・小規模事業者への優先発注及び、公共工事の平準化並びにその支援実施

### (1) 将来的な公共工事等の品質確保を見据えた積極的な中小企業・小規模事業者への発注及び健全な利益確保のための支援を実施すること。

建設業は、社会資本の整備、維持管理を通し、災害時の対応など住民の安心・安全に寄与するとともに、経済、雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、地方創生と人口減少克服の観点から、地方の中小企業・小規模事業者が雇用を維持し経済活性化に寄与するためには、先に見える安定した経営の確保が重要である。特にインフラ整備の促進には一時的な経済対策だけでなく、中長期にわたる継続的な経済効果や減災等に寄与するストック効果があることから、国は必要な公共投資について安定的な発注計画を策定するなどにより安定的・継続的な発注を行うことに加え、適切な積算単価の迅速な見直しが必要である。

また、発注時期については、一時的に発注が集中し中小企業・小規模事業者の対応能力を超え、事業の進捗に支障が出ないよう、ゼロ国債の活用等による発注時期の平準化・分散化等の方策を講じる一方、サイン工事業等、建設業許可業種を増やし、現場許可取得の手間を減らすなど、建設関連事業者が行う経営革新及び経営基盤強化等の支援を図る必要がある。

## 4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

### 重点要望事項

#### **(1) 電力・ガスの安定供給とエネルギーコストの負担軽減に必要な対策を強化すること。**

中小企業は、円安の進行等による電力などエネルギー価格等の高騰分を十分に価格転嫁することができず、収益を圧迫している状況が続いている。国等では、コスト負担軽減策を講じているが、燃料価格激変緩和対策事業のうち、電気・ガスについては本年5月で事業が終了、8月から酷暑乗り切り緊急支援が開始されるも3カ月間の限定措置となっている。ガソリン等の燃料油についても年内までは延長するとの方向ではあるが、その後は不確定な状況にある。このような状況の中では、中小企業は今後、さらにエネルギーに係るコスト負担が増し、経営を逼迫する状況にあることから、エネルギーコストの負担軽減・価格高騰対策を継続強化する必要がある。また、地方創生臨時交付金で対応している特別高圧電力契約者やLPガス消費者に対しても支援を継続していく必要がある。それに加え、揮発油税については暫定税率そのものについても廃止を検討する必要がある。

また、経済活動の活発化、情報技術の進展等により企業経営において、今後、電力需要の増加も見込まれることから、企業活動を維持発展するためにも、原子力発電所の再稼働を含め低廉で安定的な電力供給のための対策強化を講じる必要がある。

#### **(2) 中小企業・小規模事業者における省エネルギーの推進を図るため、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の継続、拡充を図ること。**

エネルギーコストの増大が中小企業・小規模事業者の経営を圧迫しており、地域経済・雇用維持のためにも継続的な支援が必要である。令和元年度補正予算において措置された「生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」を引き継ぎ、令和3年度から開始している「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の継続を図るとともに、十分な公募期間の設定等、制度の拡充が必要である。

省エネ補助金はエネルギー消費効率等の基準を満たす省エネ設備・機器の入替（更新）を対象としており、新たに工場に空調等を設置する補助金がなく、中小企業はすぐに売上や利益に直結しない環境整備への投資には二の足を踏んでいることから、新たに省エネ設備を導入する場合に活用可能な支援を行うなど、省エネ設備の導入を推進する支援策を強力に講じるべきである。

#### **(3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援策を講じること。**

令和2年10月に発表されたカーボンニュートラル宣言では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すこととされているが、中小企業・小規模事業者にとって、カーボンニュートラル達成に必要なグリーン成長戦略を含むSDGsやESG投資に取り組むことは容易ではない。カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略は、ビジネスモデルや戦略を根本的に変革する産業構造の大変革となり、事業者の前向きな挑戦や変革が必要になることから十分な周知を図るために、地域脱炭素ロードマップの策定やCO<sub>2</sub>排出量削減を目的とする設備投資を行った中小企業・小規模事業者の製品等（中間製品、サービスを含む）を、国及び地方公共団体等が優先的に購入（導入）するなど、脱炭素への取り組みが具体的に費用対効果として現れる環境の整備など、見通しと挑戦がしやすい環境の醸成を促進する取組を構築する必要がある。

設備を更新することによる脱炭素化の推進は大変有効であるが、導入における省エネ診断には専門的な知識を有するため、専門家による診断が必要となる。しかし、専門機関の派遣制度では実施

回数や派遣先件数に限界があるため、多くの中小企業では省エネ対応が遅れている。更なる設備投資を促進するためには、省エネやグリーン化等に関する意識啓発に加えて、専門機関をはじめとした専門診断、助言活動を拡大する必要がある。併せて、環境に配慮した新電力や新エネルギーを導入するために必要な省エネ設備機器を導入することは大きな負担となるため、CO<sub>2</sub>排出量（電力使用量）を計測する機器やEV車等の設備導入、導入初期のランニングコスト、事業者への周知等に係る各種支援策を講じる必要がある。

また、大企業がグリーン調達を進める過程で、サプライヤーに対して、細かな環境保全の基準を満たすことを取引条件にされる場合があり、そうした条件を充足できない中小企業・小規模事業者が取引自体から排除されかねない。中小企業・小規模事業者に対し、こうした過度な負担や安易な取引排除を行うことのないよう配慮も必要である。

## 個別要望事項

### 1. 各種環境対策への支援拡充

- (1) 中小企業・小規模事業者におけるSDGsやカーボンニュートラルへの取組みを支援するための普及促進策、各種優遇措置とともに、中小企業組合等を通じた取組みへの支援の実施をすること。さらに、省エネ対策を推進するための「エコアクション21」や「J-クレジット制度」の普及、取得支援、優遇措置などの施策を拡充すること。

SDGsやカーボンニュートラルへの取組みは、国や地方自治体等の行政機関、金融機関、大手企業への普及が進んでいるが、中小企業・小規模事業者への浸透は依然として限定的であり、各種優遇措置を講じる等、今後も更なる普及促進が必要である。一方、こうした取組みを推進するためには、中小企業組合等を通じた面的効果を利用した取組みが不可欠であり、例えば中小企業組合等を通じてSDGsやカーボンニュートラルへの取組みを行った場合には、補助金の支給や官公需発注要件の加点項目とすること等、各種支援・優遇措置が必要である。

中小企業・小規模事業者、中小企業組合が業界を通じた省エネルギー対策に積極的に取り組むことができるよう、「エコアクション21」や「J-クレジット制度」の活用支援・更新費用の助成等を行うことで、個社単位での支援と複数事業者の連携促進による省エネルギー支援を拡充する必要がある。

また、カーボンニュートラルを達成するためには、サプライチェーン一体となって取り組む必要があるため、「パートナーシップ構築宣言」等を活用することによりカーボンニュートラルを達成する政策支援も必要である。

- (2) 持続可能な社会の実現のため、廃棄物処理の推進につながる適正な対策の強化・拡充を行うこと。

現在、廃棄物の処理責任は原則として一般廃棄物は市町村長、産業廃棄物は事業者にあるとし、それぞれ市町村長の許可、都道府県知事等の許可を保有する事業者が処理を行っているが、自治体を越えた一般廃棄物（事業系）の処理については、関係自治体による合意手続きを要するため、再生可能な未利用物であっても焼却処理されるなど、資源の有効活用という点において十分な体制にならず、持続可能な社会に適応した産業廃棄物処理業者が活用できない状況にある。

一方で、廃棄物の種類によっては個別法により許可不要な処理が可能となり広域化が進んでいるが、システム構築のための民間企業の負担は増大している。そこで、自治体の処理施設整備費及び運営費の負担軽減、民間排出事業者の処理費負担の軽減、処理業者の効率向上のため、産業廃棄物の種類に関する事業活動区分について、現行法上の産業廃棄物の種類のうち「特定の事業活動に伴うもの」を

全面撤廃し、「あらゆる事業活動に伴うもの」と改め、「自治体において処理可能なもの」については、現行どおり一般廃棄物（事業系）処理が出来るようにすることで、各自治体と産業廃棄物及び一般廃棄物の処分事業者が連携して最適な処理が行えるよう現行法の一部を見直し、全ての廃棄物が効率的に再利用、再資源化されることを基本とした持続可能な社会実現につなげるために必要な措置を講じるべきである。

また、サーマルリサイクルや、ごみとして焼却処理されていた際に排出されるCO<sub>2</sub>を80%削減することができ、廃プラスチックを化学的に分解することで分解油や合成ガスなどの化学原料に戻し、再利用可能な土木・建築用資材のスラグや水素、メタノール、アンモニアなどが生成できるケミカルリサイクルへの転換と推進を図ることが、持続可能な社会の実現を加速する上で必要となるが、既存の焼却施設を利用して排熱やガスを回収することが可能なサーマルリサイクルと比較すると、ケミカルリサイクルは設備・運営等に膨大な経費が必要となることが普及の阻害要因となっている。そこで、自治体の処理を一手に担うためのリサイクル事業者の安定化や技術革新を後押しするため、ケミカルリサイクル（ガス化）施設を運営する事業者への国の補助制度を創設し、ケミカルリサイクルの推進につながる環境づくりを強化推進する必要がある。

**（3）自然災害に伴う災害廃棄物の適正な処理に向けた対策を講じること。**

近年、自然災害が日本全国で多発しており、災害により発生した災害廃棄物の処理が問題となっている。地域の実情や特性に応じた収集運搬車両を含む施設の強靱化等のための補助制度を創設する等、国・自治体・産業界が一体となり、産業廃棄物の適正な処理に向けた仕組みを構築する必要がある。

**（4）土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置の必要最低限のものとなるような見直し、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならない万全の支援策の拡充を図ること。**

有害物質使用特定施設において、土壌汚染状況調査義務が拡大されることは、鋳物業やめっき業、クリーニング業などの中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を与えるものである。汚染の可能性が見込まれる具体的な土地毎に汚染調査の方法、費用、期間に不確定要因が多く、調査に踏み切れない事業者も多い。調査実施後も追加調査が必要となる等、変動要素も大きく、特に資金力の乏しい事業者は対策が取れないのが現状である。

また、事業場が狭隘な場合が多く、敷地内における自主調査は困難であり、操業しながらの実用的な汚染除去技術がないことや将来的に必要となる土壌汚染対策費用の確保が課題となっている。

中小企業・小規模事業者等が実態に即した対応ができるよう、要件緩和を含んだ助成制度をはじめとする大胆な財政支援措置を拡充する必要がある。

**（5）ガソリンスタンドの経営多角化・事業転換等に向けた支援策を実施すること。**

令和3年1月に「2035年までに、新車販売で電動車100%の実現」が発表され、中長期的に内需縮小に伴うガソリンスタンドの更なる減少が懸念される。特に、中小企業・小規模事業者にとって、既存のガソリンスタンドに係る設備投資負担は大きいものがある。

ガソリンスタンドは単なる燃料拠点としてではなく、平時のみならず災害時の燃料供給の「最後の砦」（災害対応型給油所）として地域の生活と安全を守る重要な役割を果たしてきており、今後も継続して役割を発揮できるよう、更なる消防規制の緩和による事業領域の拡大や既存の設備で取扱い可能な再エネ合成燃料の普及促進に向けた支援等、事業再構築・経営力強化等に向けた支援策を講じていくことが重要である。また、過疎化・人手不足への対応策として、全国の協同組合内に設置している給油所を新たに災害対応型給油所に指定することで災害時の燃料供給ルートの拡充も有効である。

## 5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

### 重点要望事項

#### **(1) 商店街及び地域の商業者が安定的に事業活動を継続し、様々な経営課題に取り組むため、長期的な視野に立った地域商業支援策を講じるとともに、地域振興やまちづくりの担い手としての機能・役割も明確化すること。**

商店街及び個店を含む地域の商業者は、従来からの人口減少、顧客の流出、ネット通販の普及、消費増税による購買意欲の低下、後継者不足等の様々な課題を抱えている。さらに、直近では燃料費に端を発する全般的な物価上昇が地域消費に大幅な落ち込みをもたらし、極めて厳しい状況に陥っている。

しかし、そうした中でも、地域商業者は経営面だけに留まらず、「地域の安心・安全」を図っていかねばならず、街路灯、駐車場・駐輪場など公共施設の設置と補修や整備、また空き店舗対策等の実施費用も財政基盤が脆弱な地域商業者にとって過重負担となっており、地域住民の生活環境を維持・活性化するためにも、ハード整備事業の更なる拡充が求められる。特に来店客の身を守るアーケードの耐震補強や点検等に伴う支援策は、天災がいつ何時発生するか分からない現状にあっては早急な対応が望まれる。

また、商業者は様々な地域社会の課題を解決し、「地域の価値向上」「まちづくり」を担う役割もかねてから担っているが、ここ近年は「大規模小売店舗法」廃止に見られるように地域の商業者が苦境に陥る状況も多く見受けられる。しかし、山積する地域課題の解決のためには、商業者による買い物弱者に対する生活利便性維持・改善の提供に伴う宅配・出張販売・送迎や自立支援はもとより、集客促進に向けた積極的なイベント展開事業支援をはじめ、IT・AI・IoTを導入助成等の必要性は増しており、そのためにも商店街や共同店舗の持つ「地域コミュニティの担い手」機能を改めて明確化することは重要であり、そうした理念・ビジョン等に基づいた支援拡充が求められる。

例えば、過去の例を見ても「地域商店街活性化事業」（にぎわい補助金）、「商店街まちづくり事業」及び「がんばろう！商店街事業」のような施策も有効だったことから、急増するインバウンド対策やアフターコロナにおける商業環境の向上を見据えた取組みに対して、ハード・ソフト両面からの支援は非常に有効である。また、大手ECサイトへの出店などBtoC促進のための支援強化による経営安定化も重要である。

さらに、様々な講じられる施策効果を向上させるための前提として、事業者ニーズにも的確に添えていくことが従来以上に求められており、専門家や支援機関等による「伴走支援」の拡充、補助金等対象要件の緩和、申請負担の軽減等の改善を行う必要が増している。

#### **(2) キャッシュレス決済普及推進に向けた支援策の拡充や新紙幣発行に伴う設備投資支援等、中小小売業、商店街組合等への支援策を強化・拡充すること。**

キャッシュレス決済システムは事業者の売上精算処理の円滑化・省力化、マーケティングデータへの活用などに有効であるが、高額な決済手数料や入金サイクルの遅延などの理由から決済システムを導入できない事業者も多く、またキャッシュレス化の普及に伴う不正利用対策も新たに講じなければならず、各種の新端末導入のための設備投資資金等も負担となっている。そうした事業者負担を軽減するための経費補助の拡充などの商業環境整備に向けた支援策を講じることが求められる。

なお、決済手数料の低減に向けた取組みを進める際は中小クレジットカード事業者に過度なしわ寄せが生じない配慮をする等、バランスを踏まえた対応が求められる。また、特定の技術カテゴリー（バーコード決済等）に属する事業者や大手企業に役割を集中させることなく、中小クレジットカード事業者が今後も活動ができる環境づくりを整えることが重要である。関連して、消費者にとって手軽に利用できる電子決済を中小クレジットカード事業者が行うためには、システム構築等の負担が大きく難しい状況にあることから、中小クレジットカード事業者が電子決済を導入する際の負担を軽減する経費補助の創設なども必要である。

また、新紙幣の発行・流通に伴って新たな設備投資の必要性も出てきていることから、それに関わる支援策や負担軽減措置も喫緊の対応として求められる。

加えて、中小卸売・小売業においても深刻な人材不足による利益の逸失を招いている現状もあり、喫緊にはスマートレジや配膳ロボットの導入、ECサイト出店料支援などの対応が必要であり、併せて外国人労働者も含めた就労者のミスマッチ解消や特定技能外国人への就労ガイダンスの強化を行うことも急務となっている。

## 個別要望事項

### （１）卸売業及び卸商業団地が健全に発展していくため、卸団地組合の機能の向上に向けた支援策を強化・拡充すること。

卸売業においては、流通構造の激変や小売店の減少等により市場規模は縮小し、また一方で「中抜き」や電子商取引の進展等の従来課題のほか、原油・物価高騰の影響で仕入価格や輸送コストが大幅に増加するなど非常に厳しい経営を余儀なくされている。

卸売業及び卸商業団地が流通業務の効率化・高度化などに対応しながら健全に発展していくためには、物流機能の強化、品揃え形成能力の強化、情報システム化などの総合的な経営革新への取組みに対する支援が求められる。

また、多くの卸商業団地は行政等の指導により推進された「連棟式建物様式」（複数企業が柱・壁・梁を共有し、横に繋がる建物）で構成されているが、連棟式建物の整備については、大型機械が使いにくく、撤去更新が難しくコストも嵩んでおり、地域の物流拠点を担う卸商業団地内の再開発を円滑に実施するうえでも負担軽減のための支援策を創設する必要がある。

さらに、卸団地組合は総じて施設の老朽化が進み、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物の処理、遊休資産の増加、組合員格差の拡大など様々な課題を抱えている。加えて、当該地区には流通業務市街地の整備に関する法律の指定を受けた施設しか設置できない制限が課せられている。今後、組合員の業態変更や事業の多角化を阻む要因とならないよう、卸団地組合の機能の向上や資産の有効活用を図ることができる施策を講じる必要がある。

### （２）中心市街地における機能的なまちづくりを推進すること。

人口減少・高齢化が進むなか、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要である。それに関連して、広域移動が困難な高齢者や障害者等も増加していることから、今後は既存の運送事業者に限定することなく、官民協調での幅広い「買い物難民」対策の強化がさらに求められる。

また、直近では急増するインバウンド需要に伴い、国内の主要都市はもちろん、地方においても海

外旅行者急増による混雑や騒音、マナー違反といった「オーバーツーリズム」も深刻化していることから、広く観光に関わる事業者と行政との緊密な連携構築や支援策を講じることが必須である。

**(3) 大規模小売店舗等の商店街組織への加入・協力を促すための条例やガイドライン等の制定を促進すること。**

「大規模小売店舗法」が平成12年に廃止されて以降、中心市街地や商店街では大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により空洞化が進み、これまで培われてきた地域の歴史や伝統・文化などの消失、コミュニティの崩壊など、まちの賑わいが失われつつある。また、近年における大手ネット通販業者を含むIT事業の著しい伸長がこうした動きをさらに加速させている。今後一層の少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地を活性化し、まちの賑わいを創出していくためには、地域コミュニティを構成する商店街、大型店、チェーン店等が連携して行動することが不可欠である。

このため、地域に根差した商業圏の活性化を域外に置く「大規模小売店舗立地法」の改正が求められるほか、中心市街地等への出店・撤退に当たっては、地元住民、商店街、自治体等と適時適切に協議や合意形成を行うことが求められる。また、商店街組織への参加に加え、まちづくり、地域交流、商店街活動、働き方改革の推進、社会貢献等の支援を強化するとともに、商店街を事業の場としている大型店、チェーン店等の協力が地域・商店街の活性化には不可欠なことから、商店街組織への加入又は協力を促すための地域貢献条例やガイドライン等の制定も併せて促進することが望まれる。

加えて、大手ネット通販事業者等に対し、実店舗で事業を営む中小小売業者等と税制面等で不公平感が生じることがないように、適正な情報提供を義務づけるなど、規制の強化又は運用の厳格化を図る必要がある。

**(4) 「流通業務市街地整備法」の改正を行うこと。**

流通業務施設（トラックターミナル、貨物駅、倉庫など）の計画的な立地を推進することによって、流通機能の向上と道路交通の円滑化を図るために昭和41年に制定された同法は、流通業務地区を指定し、該当地区内では流通業務施設等以外の施設建設を制限することを定めているが、制定から約50年が経ち、既に現在の商業・流通環境と齟齬を来している内容も多い。従って、現行法における業種制限等の廃止、卸商業団地において異なる業種・業態の誘致や用途拡大等、現在の経営環境に見合ったかたちで組合や商業者の資産有効活用が図れるような制度改正が早急に求められる。

**(5) 中小事業者の正当な利益を守るため、不当廉売、優越的地位の濫用、不当表示等に該当する違反者に対して厳正な措置を講じること。**

中小事業者に不当な不利益を与える大規模小売業者による不当廉売や優越的地位の濫用等に対しては注意・警告・排除措置命令等の措置を講じられるが、いずれも注意措置に留まっている。

また、依然として親事業者に対して下請事業者が価格交渉を十分に行うことが難しい状況も続いており、適宜、立入検査や調査等を行うなど、厳正な措置を講じる必要がある。

**(6) 多発する自然災害や感染症の拡大に対処するための中小事業者の再建等に必要な関係予算・法・税制等の整備を行うこと。**

地域事業者は中小・零細企業も多く、近年は多発する地震・水害等の自然災害や感染症による悪影響などにより、中長期に渡って経営基盤が脆弱になっていることから、その再建に資する制度（支援金などの要件緩和を含む）を講じる必要があると同時に、行政においては一旦、緊急事態が発生した際には即時的に支援策が施行可能な体制構築が求められる。

## 6. サービス業支援の強化・拡充

### 重点要望事項

#### **(1) 高速道路の利用促進、デジタル・AI技術の導入、共同配送ネットワークの充実等に加えて、社会設計としての「モーダルシフト」の推進等、総合的な物流対策の更なる強化と労働環境の改善支援を講じること。**

「2024年問題」として提起された物流・流通業界の様々な経営的困難は社会にも広く認知されることにはなったものの、現場事業者のレベルでは十分な改善がなされているとは言い難く、いまだ物流量も増加傾向にあるなかで、自動化技術やロボット導入も遅々として進まず、今後も継続的・総合的な支援強化が求められる。また、運送・物流におけるモーダルシフトも進展しておらず、未だ自動車運送に過重な負担が掛かっている現状改善はもちろんだが、安定的かつ持続的な社会を設計していく観点からも早急な対応が必要である。

具体的には、労働環境改善のためのDX化やAIなどのデジタル技術導入、ドライバーの賃金に対する助成や休憩施設の増設、営業用トラックの活用、運賃の適正価格の転嫁の促進、人材確保・定着などの支援の拡充、共同配送ネットワーク組成による効率化、また円滑な価格転嫁を可能とする指導体制の強化や「下請法」の見直し等、近年の環境変化に対応した各種支援策を講じることが求められる。

加えて、流通や物流にとって不可欠な高速道路は、地域全体の経済発展や頻発する災害時の救援作業にも重要な役割を果たしているが、現状を鑑みると長期化する円安等の影響による物流コストの大幅な上昇、燃料価格の高騰、人手不足などの影響による収益圧迫も継続していることから、利用にも一定の制限が掛かってしまう状況がある。また、高速道路の用地代金相当分を料金算定（償還対象）から除外することや車両単位割引のさらなる充実等も必要であり、通行料金の引下げはもとより、幅広く、かつ継続的に利用促進策を図っていくことが求められる。

#### **(2) 観光関連産業への幅広い消費喚起策や誘客促進等支援に加えて、急増するインバウンド需要の獲得に向けた対応・対策を講じること。**

ようやくコロナ禍も収束に向かい、国内外の観光客の移動も非常に活発化していることから消費動向は増加傾向にある一方、長期化する全般的な物価上昇によって収益の低下圧力は非常に強く、また各地で頻発する天災等も地域消費を下押しする要因にもなっていることから、アフターコロナの時勢にあっても業況は予断を許さない状況である。

そうした現状を踏まえて、広く観光に関連する各種産業（旅行業、飲食業、運送業、小売業等）、接客業、イベント関連業が十分にその需要を獲得し、少しでも収益上昇を図ることで経営安定化に結び付けられるような消費喚起を促すとともに、今後も継続的支援を行っていくことが必要である。

具体的には国内の観光客に対して「ふっこう割」、「地域共通クーポン」、「プレミアム商品券」や「全国旅行支援」等の消費促進、高速道路料金の無料化、交通機関運賃（新幹線、フェリー、バス等）割引等による需要喚起策は重要であり、直近の国内トピックとしても大阪・関西万博と連動した周遊・集客促進はさらに求めていきたいところである。他方、組合や事業者に対しても、様々な集客イベント開催に関わる補助・支援の拡充が中長期的を見据えて必要である。

また、急増するインバウンド需要に対しては、その需要を取り込むための人材確保や育成支援、トラブル防止のために多言語対応のツールを開発する等、国内マナーの普及啓発対策等も併せて講じなければ安定的な経営環境を維持することが困難な状況も新たに生まれている。

さらに、(海外旅行者も含めた)観光需要の急増に伴い、特に主要な観光地等における供給力が対応困難になりつつあることから、これまで以上に各地の貴重な文化財等を活用・PRすることを通じた地域ブランド力の向上を図り、過度な集中傾向にある消費・需要の分散化や平準化を促していくことも施策として緊急に必要である。

## 個別要望事項

### (1) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、規制緩和等の対策を講じること。

高速道路料金の「大口・多頻度割引制度」は、中小企業・小規模流通・物流業者をはじめ、多くの中小企業・小規模事業者の輸送コスト低減に寄与している。

一方、中小企業・小規模流通・物流事業者は、人手不足と人件費の上昇、燃料代の高騰等の大幅なコスト増によって経済環境が悪化の一途を辿り、収益の悪化が慢性化している現状にあって、「大口・多頻度割引制度」を実施している組合にあっては条件を満たすことができず、割引の減額、あるいは割引が無くなるケースが発生している。

引き続き、「大口・多頻度割引制度」における契約者単位を維持することは重要であり、1台の月額平均利用金額を「3万円超」から「2万5千円超」に引き下げることが求められる。また、令和5年度補正予算において、「自動車運送業者の高速道路料金割引の臨時措置」(令和7年3月末まで最大割引率が40%から50%に拡充)がなされたが、全車両への緩和措置は認められなかったことから、国民生活と経済活動を支えるライフラインとしての機能を維持し続けるため、全ての車両に対する深夜割引等も含めた利用促進措置を適用するなど、引き続き、支援制度の強化や恒久化が望まれる。

### (2) 事業協同組合に一律に科される高速道路料金の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。

平成29年4月から車両制限令等違反取締隊及び自動計測装置による高速道路の軸重に係る違反等車両制限令違反に対する取締りが強化され、一定以上の累積点数を重ねた事業協同組合に対して一律にETCコーポレートカードの割引停止措置が科されることになっている。

事業協同組合の中で割引停止措置が科される組合員が生じた場合、割引を前提とした運行計画を既に組んでいる違反とは無関係の多くの組合員の経営を脅かす事態を招くことにもなり、「2024年問題」その他で苦境に立つ運輸事業者をさらに追い詰めるものである。そのため、組合全体に一律に割引停止措置を連帯責任として科すのではなく、当該違反者のみが割引停止となるように制度を見直すことが必要である。

### (3) 観光立国・観光立県を実現するため、現行の諸規制・制度の早期見直しを行うこと。

観光振興を図るうえで現行の諸規制や制度が障害となっている。例えば、「歴史的建造物の復元に関する基準」は、復元しようとする建造物の「遺構」「設計図」「写真」の3項目が不可欠とされ、これを満たさない城郭等は復元不能であり、城跡(石垣のみ)だけで観光客やインバウンドを呼び込むことは難しい。また、登録業者数が最も多い第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる範囲は隣接市区町村に限定されているため、広域観光による魅力向上と関連産業への波及効果を訴求しにくく、実施範囲を営業所が所在する都道府県内に拡大する等の見直しが必要である。

さらに観光立国の推進の観点でも、対面で日本文化の発信を担う宿泊業界において、旅館営業に係

る風俗営業法の規制（接待の定義等）は早急に緩和・改善が求められる。

**（４）来るべき大規模地震・災害に備え、耐震対策の支援対象の範囲及び額を拡大すること。**

東日本大震災後の平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、要緊急安全確認大規模建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、3 階以上かつ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の病院、店舗、旅館など不特定多数の者が利用する建築物）については、耐震診断の実施と耐震補強が求められている。

これには多額の費用負担を必要とする宿泊施設や商業施設が多数存在するため、国では「耐震対策緊急促進事業」を実施しているが、基準未満の建築物は対象外である。令和 6 年 1 月 1 日に発生した石川県・能登半島地震はもとより、近年は数年おきに大規模な地震が頻発しており、地質研究者らによって首都直下・南海トラフ地震も予想される中、災害防止はもちろん、宿泊客や来店者等の生命を守る観点からも支援の対象範囲を旅館、ホテル及び共同店舗等の全事業者に拡大する必要があり、早急に対応を講じることが必要である。

## 7. 官公需対策の強力な推進

### 重点要望事項

- (1) 自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や前倒し発注を実施するなど、官公需適格組合等を積極的に活用すること。併せて、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への平常時からの優先発注等のインセンティブ付与を積極的に講じること。**

国際社会情勢の不安定化に加え、急速な景気悪化により、消費が落ち込み、原材料・エネルギーの価格高騰、当座資金に逼迫する事業者が増加し、官公需受注確保の重要性が高まっている。官公需の受注は、中小企業の経営基盤安定に極めて有効な手段である。

国等の発注に当たっては、地域社会の一員として、地域経済の牽引役であり、雇用の創出、納税、社会貢献活動などへの参画等非常に幅広い役割を担っている地元の中小企業及び官公需適格組合を積極的に活用するとともに、自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約の実施や発注時期の前倒しが必要である。

特に、官公需適格組合は地域の実情に精通しており、地域を網羅した組織力を活かした迅速な対応が行えるため、自然災害等の緊急時にライフライン等の復旧、平時からの防災意識も高く、各種救済対策の実施において、大きな役割を果たしている。地方公共団体等と救済支援など防災協定の締結やBCPを策定している組合も多数存在していることから、地域に対する貢献活動等を積極的に評価し、このような防災協定締結組合等に対しては、平時から安定的な供給能力を確保するため、随意契約等による優先発注等のインセンティブ付与に努める必要がある。

- (2) 物価高に負けない賃上げの実現のため、官公需においても価格転嫁を推進すること。**

「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、物価高に負けない賃上げを実現するため、官公需においても価格転嫁を推進する旨が新たに明記された。その内容が、国及び地方公共団体などの全ての発注機関において適正に運用されるよう、周知・指導を徹底することが必要である。

- (3) 予定価格の積算は、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分を確実に盛り込むなど、予定価格の見直しに努めること。併せて、働き方改革関連法に対応した必要経費についても適切に計上すること。**

予定価格の積算は、国際社会情勢の不安定化に加え、原材料・エネルギーの価格高騰、最低賃金額の大幅な引上げなどの影響を受けおり、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努める必要がある。

特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価や人材が確保しづらい労務の単価については、国土交通省・農林水産省が毎年10月時点で施行中の公共工事に従事する建設技能労働者の賃金支払実態を調査する「公共工事設計労務調査」のほか、厚生労働省が公共工事だけでなく民間工事も含めた建設技能労働者の毎年6月分の賃金支払状況を調査する「賃金構造基本統計調査」をもとに算出しているが、両調査は、調査母集団や調査時期の違い等により結果である設計単価や経費率が異なることから、調査方法及び額の決定方法を統一するよう見直すべきである。加えて、市況の変動が

激しい燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、賃金改定に合わせて人件費上昇分のほか、感染防止対策経費も追加可能とするなど、予定価格を見直して発注することが必要である。

また、働き方改革関連として企業が週休二日制に取り組み際の必要経費の計上については、令和2年4月1日以降入札工事から現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数が導入されたが、現場従業員の労働環境改善（男女別施設・設備の設置等を含む。）に関する費用についても、適切に計上し、労働力確保を促進する必要がある。

**（４）少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。**

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。しかしながら、今なお、随意契約の意義を正確に理解していない発注機関や一般消費者も多いことから、改めて広報する必要がある。随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化につながることから、慎重な対応は改めるべきであり、積極的な活用が必要である。

また、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも原材料費や人件費の上昇及び消費税等を勘案の上、現行の2倍以上（例えば、工事又は製造であれば、国等は250万円から500万円へ）に引き上げるよう、法制度の見直しを図る必要がある。

## 個別要望事項

**（１）「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。**

官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び目標比率は、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込まれている目標数値であり毎年閣議決定されている項目である。国等が発注する官公需を受注することは、中小企業・小規模事業者の健全な利益確保のほか、技術力・信用力及び経営基盤の強化につながることから、契約目標を確実に達成するとともに、継続的に安定した中小企業・小規模事業者向け官公需予算を確保する必要がある。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められている各府省庁における策定事項や実績等の措置状況を広報するだけでなく、その施策の効果を検証し、不足事項について改善を図る必要がある。

**（２）地方公共団体に対しても国等と同じく中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務づけ、契約実績の確保に努めること。**

地方公共団体は、官公需法において、国に準じた施策を講じるよう努めなければならないとされている。ついては、地方公共団体に対しても国等と同様に、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務づけ、契約実績の確保に努める必要がある。

**（３）適正な納期や工期などについては、中小企業・小規模事業者が対応できるための配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促す周知徹底を図ること。**

中小企業庁では、各府省等、都道府県知事、人口10万人以上の市及び特別区の長に対して、官公需の発注に当たり、中小企業・小規模事業者に対して、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払

いや適切な予定価格の見直し等を要請しているが、全ての地方公共団体にも要請文書を発出するなど周知を図るとともに、納期や工期については、に最大限配慮するなど、柔軟に設定する必要がある。

**(4) 発注機関は、年間を通じて発注の平準化に努めること。**

地方公共団体も含めた発注業務については特に年度末近くに集中しており、多くの中小企業・小規模事業者の現場では深刻な人手不足と相まって、長時間労働により疲弊している状態にある。そのため、発注機関は、中小企業・小規模事業者の現場の実態を考慮し、長時間労働の是正につながる意識改革、発注業務の仕組みの改革に努めるため、施工時期の平準化目標値を設定するなど、工事、物品・役務ともに発注の平準化に努める必要がある。

**(5) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度及び総合点数の算定特例制度の周知を図るとともに、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。**

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を官公需適格組合、発注機関との意見交換の場として設定するなど、官公需施策等の課題把握と改善に努めること。

官公需適格組合は、地域の中小企業・小規模事業者によって構成される専業者集団であるが、昭和42年の制度創設から50年以上経過しているが、国等、都道府県及び市区町村の発注担当者はその制度を含め官公需適格組合に対する十分な認識や理解が進んでいない状況が多く見受けられることから、全ての地方公共団体等の発注窓口に対して、官公需適格組合制度について周知を徹底するとともに、競争契約参加資格審査に当たっては、「総合点数の算定特例制度」の一層の活用を努める必要がある。

地域の事業に精通する官公需適格組合が受注することは、受注後の円滑な事業遂行、雇用創出の効果、納税、コスト削減が見込まれるため、地域の中小企業・小規模事業者の経営基盤に繋がることから、地域の持続的発展に寄与する活動を日々展開している官公需適格組合に対してより一層の受注拡大を図る必要がある。

また、毎年、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」が開催されているが、近年はWEBによる官公需施策等の説明会となっている。都道府県内の官公需適格組合や発注機関が集まる唯一の機会であるため、意見交換の場を設け、発注者及び受注者の課題把握に積極的に努めるとともに、その課題の改善に向けて取り組む必要がある。

**(6) 官公需受注における地域中小企業の優先落札、社会課題に積極的に取り組む官公需適格組合に対して、官公需発注における評価制度を設けること。**

官公需において、地域中小企業の競争落札は、地域産業の活性化及び経済拡大に大きく寄与するが、域外の大手事業者などの参入により価格競争面などで不利な状況にある。また、下請企業の価格引下げ等のしわ寄せもあるため、下請企業の適正な収益確保の観点から地域中小企業の優先落札、社会課題に対し、積極的に取組みを行っている官公需適格組合について官公需発注における評価制度を設けることが必要である。

**(7) 適正価格での受注確保のため、国等は「最低制限価格制度」を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用すること。また、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。**

低価格による発注は、不良工事や事故等の危険性も高めるだけでなく、労働者や下請企業を圧迫し、中小企業・小規模事業者の経営基盤を脅かしかねない。また、人件費比率が高い役務提供、物品等の購入ではコストを無視した著しい低価格による落札が行われており、さらには品質の低下を増長する

ものである。官公庁の入札に際して、適正価格での受注、品質確保、安全管理など適正な施工を確保するためにも国等は「最低制限価格制度」を導入する必要があることに加え、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用する必要がある。

**(8) 分離・分割発注の積極的な推進に努めること。**

公共事業の発注や物品及びサービスの調達等において、分離・分割発注は実施方法によってはコスト削減につながり、大手元請企業の間接搾取を排除し、工事・サービス等納入物件の質的向上を実現することから、適正な分離・分割発注を行い、中小企業・小規模事業者等の受注機会の確保に努める必要がある。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示されている「商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努める」ことについて、十分な実績及び事例を示す必要がある。

**(9) 官公需の印刷発注等における知的財産権の取扱いについては、権利範囲を書面で明確にするとともに、受注者の知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう、周知徹底を図ること。**

著作権等を含む知的財産権は、納品物に係る所有権とは別の財産的価値を有しているにもかかわらず、譲渡や利用が無償で行われるなど、利用目的・期間等が仕様書や契約書に明確に記載されていないことがあるため、権利範囲が特定されない実態がある。受注した事業者に不利益が生じないように著作権等を含む納品物については、発注者と受注者間の共通した理解の上、書面で契約等を締結するよう、周知徹底を図る必要がある。

また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、調達コストの適正化や著作物の二次的利用を図る観点から令和2年度から「コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める」という表現がされているが、総務省が令和4年度に行った調査結果では、知的財産権の帰属先を発注者としている自治体が多く、特に市区町村で顕著である。また、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用では、47都道府県のうち4件のみの実施に留まり、市区町村では1,682自治体が未実施である。知的財産権の適切な取扱いの推進につながるよう、周知徹底を図る必要がある。

**(10) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、実態に配慮した要件に緩和すること。**

官公需適格組合に対して、組合員から監理技術者等を在籍出向させることが平成28年より試行されてきたが、令和5年4月より国土交通省土地・建設産業局建設業課長による在籍出向可能範囲の確認（申請）が不要になるなど、一部運用改善が行われた。

官公需適格組合の組合員企業の受注機会を確保・増大につながるよう、官公需適格組合の実態に配慮した要件緩和を行い、積極的かつ実効ある運用に努めることが必要である。

**(11) 官公需適格組合証明（工事）の基準である組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていることを緩和すること。**

中小企業等協同組合法第18条では、自由脱退の予告期間を事業年度末の90日前としているが、「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」別表2の項目「1. 共同事業の協調性・円滑性」の証明基準②「組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること」の要件としている。これは、加入脱退の自由が工事の責任施行あるいは契約の完全履行の観点から、昭和61年通達により定められたものである。

共同受注事業に参加していない組合員が脱退予告をしても、翌年度末でなければ脱退できず、円滑な

組合運営に支障をきたしていることから、脱退予告期間を緩和する必要がある。

**(12) 「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。**

中央会に設置されている「官公需総合相談センター」には、環境負荷の低減・事業承継・技能者育成等多様な観点からの相談が寄せられている。「官公需総合相談センター」の体制整備やきめ細かな官公需相談業務を強化するため、予算措置を講じる必要がある。

**(13) 官公需受注における公共調達制度（戦略的政府調達）を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大などに努めること。**

政府調達は公正性、透明性、経済性、履行の確実性の4大要請の原則に基づき、一般競争入札を幅広く適用し、安価で品質の高い行政サービスの維持に貢献してきたが、新たな挑戦を必要とする政策課題への対応や民間の技術革新の創出などの観点から改善の余地が大きいとされている。新たな挑戦によって、技術革新を取り込む政策領域（グリーン、デジタル等）においては、戦略的自律性と戦略的不可欠性を保持・獲得するための産業・技術基盤の充実を同時に進め、取り組む必要がある。また、長期購入契約の発想を取り入れ、中小企業・小規模事業者を長期購入契約の対象に拡大する必要がある。

**(14) 保健室備品の更新基準の制定と備品発注に当たっては官公需適格組合等を活用すること。**

文部科学省は、令和3年2月、保健室備品についての基準見直しを35年ぶりに行った。その中で時代に合わせた機材を揃えることが促された一方、一度導入した機器については更新期間を促すものでなく、更新しにくい状況にある。

については、子どもたちの健康と安全の確保は学校における重要な要素であり、適切な備品を備え、保健室に求められる機能を果たすために、保健室の備品を精査した保健室用品整備指針（仮称）を策定し、機器の更新基準制定を行い、更新の際の発注に当たっては、地元の官公需適格組合等を活用することが必要である。